

第五十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第三十二号

昭和四十一年五月十二日(木曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君

理事 渡海元三郎君

理事 秋山 徳雄君

理事 細谷 治嘉君

理事 龜山 孝一君

理事 田村 良平君

理事 山崎 達雄君

理事 重盛 寿治君

理事 泊谷 裕夫君

理事 野間千代三君

理事 門司 亮君

出席政府委員

自治政務次官 大西 正男君

自治事務官 柴田 護君

(財政局長)

委員外の出席者

議員 安井 吉典君

参事 前地方公営企

業制度調査委員 萩田 保君

参事 参事 鈴木 俊一君

(東京都副知事) 参事 鳥野 武君

(仙台市長) 参事 中井 高明君

(全日本水道労働組合副委員長) 参事 越村安太郎君

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

参事 参事 参事

泊谷裕夫君及び西宮弘君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員泊谷裕夫君、西宮弘君及び野間千代三君辞任につき、その補欠として久保田鶴松君、阪上安太郎君及び井手以誠君が議長の指名で委員に選任された。

五月十日

地方財政確立に関する陳情書(島根県大原郡大東町議会議長晴木親久)(第三四〇号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案に関する陳情書(大阪府議会議長中井信夫)(第三四一號)

町村議会の議決権強化拡充に関する陳情書(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長会長内山正盛)(第三四二號)

県民税賦課徴収方法の改正に関する陳情書(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長三輪修平)(第三四三號)

地方交付税算定における人口減少緩和対策に関する陳情書外一件(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長三輪修平外一名)(第三四四號)

町村税財源の拡充による財政確立に関する陳情書外一件(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長内山正盛外一名)(第三四五號)

地方公務員の定年制法制化に関する陳情書外一件(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長内山正盛外一名)(第三四六號)

小型軽四輪自動車税の市町村移譲に関する陳情書外一件(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長三輪修平外一名)(第三四七號)

地方公務員共済組合短期給付に対する国庫負担制度確立に関する陳情書(五果市議会議長横野富治郎)(第三四八號)

地方公共団体の超過負担解消に関する陳情書(高岡市議会議長松尾博)(第三四九號)

国、県費事業に対する地元負担金軽減に関する陳情書(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長三輪修平)(第三五〇號)

町村開発に関する陳情書(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長三輪修平)(第三五〇號)

近畿圏都市開発区域に対する起債の特別許可等に関する陳情書(和歌山県都市開発協議会長和歌山県知事小野真次外二十三名)(第三八七號)

交通信号機設置費全額国庫負担に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第四二三號)

警察署留置場の使用に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第四二四號)

地方公共団体の消防力強化に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第四二五號)

地方公共団体の超過負担解消に関する陳情書(高岡市議会議長松尾博)(第三四九號)

国、県費事業に対する地元負担金軽減に関する陳情書(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長三輪修平)(第三五〇號)

町村開発に関する陳情書(福岡市議院堀端七の二三福岡県町村議会議長三輪修平)(第三五〇號)

近畿圏都市開発区域に対する起債の特別許可等に関する陳情書(和歌山県都市開発協議会長和歌山県知事小野真次外二十三名)(第三八七號)

交通信号機設置費全額国庫負担に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第四二三號)

警察署留置場の使用に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第四二四號)

地方公共団体の消防力強化に関する陳情書(和歌山県議会議長山下柳吉)(第四二五號)

地方自治体に対する財政援助等に関する陳情書(児島市議会議長山田辰男)(第四二六號)

医療機関施設に対する固定資産税免除に関する陳情書(東京都千代田区九段四の六日本歯科医師会会長中原実)(第四二七號)

地方公営企業確立に関する陳情書(兵庫県養父郡大屋町山路二九の一板尾宏外九名)(第四二八號)

本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第三三八号)

地方公営企業財政再建促進特別措置法案(安井吉典君外九名提出、衆法第三九号)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第三三八号)

地方公営企業財政再建促進特別措置法案(安井吉典君外九名提出、衆法第三九号)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

(安井吉典君外九名提出、衆法第四〇号)

○岡崎委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案、安井吉典君外九名提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案、地方公営企業財政再建促進特別措置法案、及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、以上の四案を一括して議題とし、審議を進めます。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

(安井吉典君外九名提出)

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律(第十七条第三項及び第二十一条第三項の規定を除く)は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ)に適用する。

一 水道事業(簡易水道事業を除く)。

二 軌道事業

三 自動車運送事業

四 地方鉄道事業

五 ガス事業

2 この法律(第十七条第二項、第十七条の四及び第二十一条第二項の規定を除く)は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ)に適用する。

一 工業用水道事業

二 電気事業

第二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十二号

昭和四十一年五月十二日

委員井手以誠君、久保田鶴松君及び阪上安太郎君辞任につき、その補欠として野間千代三君、

「前二項」に改め、「の全部又は一部」を削り、同項を同条第三項とする。

第三條中「地方公営企業」の下に「(前条第一項及び第二項に掲げる事業をいう。以下同じ。)」を加える。

第七條第一項中「第二條第一項」の下に「及び第二項」を、「条例で定めるところにより、」の下に「政令で定める地方公営企業について」を、「水道事業」の下に「(簡易水道事業を除く。)」を加え、同条第二項後段を削る。

第十七條中「第二條第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条ただし書中「同条同項に掲げる事業を」と同条第一項に掲げる事業又は同条第二項に掲げる事業をそれぞれに改め、「議会の議決を経て」の下に「当該」を加え、同条に次の二項を加える。

2 第二條第一項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七條の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入及び第十七條の四の規定による一般会計からの繰入金をもって充てなければならない。

3 第二條第二項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七條の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

(負担)

第十七條の二 地方公営企業の経費で次の各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担する。

一 国又は地方公共団体の管理に属する施設において地方公営企業が公共のため無償で提供に要する経費

二 国の事務のため又は地方公営企業の本来の業務以外の地方公共団体の事務のため当該地方公営企業の施設又は職員が使用された場合

に要する経費

三 国又は地方公共団体の執行する事業のため当該地方公営企業の施設に関する工事の執行を必要とするに至った場合における当該工事に要する経費

四 前各号に掲げるもののほか、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることがその性質上適当でない経費で政令で定めるところのもの(国の公共料金抑制政策に伴う国の措置)

第十七條の三 国は、公共料金に関する国の行なう抑制政策について地方公営企業を経営する地方公共団体に対し協力を求める場合においては、当該地方公営企業の健全な運営が確保されるように、財政上適切な措置を講ずる等配慮しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第十七條の四 地方公共団体は、第二條第一項に掲げる事業につき、第二十一條第二項に規定する趣旨に基づいて料金を定めたことにより地方公営企業の健全な運営の確保に支障を生ずることとなるような場合、その性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって経費に充てることが困難であると認められるような業務を行なう場合その他公共の福祉の増進のため特に必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計から第二十一條第一項に掲げる事業に係る特別会計に繰入れをすることが出来る。

(地方公共団体の補助)

第十七條の五 地方公共団体は、地方公営企業の施設の建設又は改良を行なう場合及び災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から当該地方公営企業の特別会計に補助をすることが出来る。

第二十一條第三項を同条第四項とし、同条第二項を次のように改める。

2 前項の料金は、第二條第一項に掲げる事業に係るものについては、原価を基礎とするも住民

の負担能力その他経済事情を勘案し、公共の福祉の増進についても適切な考慮を払った妥当なものでなければならない。

3 第一項の料金は、第二條第二項に掲げる事業に係るものについては、公正妥当なものでなければならないが、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することが出来るものでなければならない。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(企業債についての配慮)

第二十二條の二 国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べ、借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第三十四條の二中「第二條第二項から第四項までの規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等又は財務規定等の一部が適用される場合においては」を「第二條第三項の規定によりこの法律の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業のうち第七條の規定を適用していないものについては」に改める。

第三十九條の三第二項を次のように改める。

2 第十七條の二及び第十七條の四から第十八條の二までの規定は、組合を組織する地方公共団体の当該組合に対する経費の負担、繰入れ、補助、出資及び長期の貸付けについて準用する。

第三十九條の三第三項中「第二項から第四項まで」を「第三項に」、「財務規定等又は財務規定等の一部」を「この法律の規定」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。ただし、第十七條の改正規定(同条に二項を加える改正規定を除く)は昭和四十二年一月一日から、第十七條の三の改正規定、第二十二條の二の改正規定、附則第二條、附則第三條第二項、附則第四條から附則第六條まで及

び附則第十條の規定は公布の日から施行する。(適用区分)

第二條 改正後の地方公営企業法(以下「新法」という)第十七條第一項の規定は、昭和四十二年度の予算及び決算から適用し、第十七條第一項の改正規定の施行の際現に改正前の地方公営企業法第十七條ただし書の規定により設けられていた特別会計については、昭和四十一年度に限り、なお従前の例による。

(新法の新規適用に関する特例等)

第三條 新法第二條第一項又は第二項の規定により新法の規定の適用を受けることとなる水道事業(簡易水道事業を除く)、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業若しくはガス事業又は工業用水道事業若しくは電気事業で常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人未満のものを経営する地方公共団体は、条例で定める場合には、新法第二條第一項又は第二項の規定にかかわらず、昭和四十三年三月三十一日までの間は、当該事業に新法の規定を適用しないことができる。

2 新法第二條第三項及び前項に規定する条例の制定は、昭和四十二年四月一日前においても行なうことができる。

(第十七條の三の改正規定の施行前における国の公共料金抑制政策に伴う国の措置)

第四條 国は、昭和三十九年一月一日から第十七條の三の改正規定の施行の日前までの間に、地方公営企業の料金につき、国が行なつた公共料金に関する抑制政策に協力した地方公共団体に対しては、新法第十七條の三の規定の趣旨に準じ、財政上適切な措置を講ずる等配慮しなければならない。

(政令への委任)

第五條 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(水道法の一部改正)

第六條 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中「簡易水道事業を經營しようとする市町村」を「水道施設の新設、増設又は改造を行なう地方公共団体」に、「その水道の新設」を「その新設、増設又は改造」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第七条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「並びに同条第三項の規定に基づき政令で定める事業」を削り、同条第二項中「並びに同条第三項の規定により同法の規定の一部が適用される企業」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 地方公営企業(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条の規定により同法の規定を適用するものをいう。)以外の企業に係る特別会計

(地方公営企業労働関係法の一部改正)

第九条 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第四項」を「第三項」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の五を削る。

附則第六項を削り、附則第七項を附則第六項とする。

理由

地方公営企業の公共性にかんがみ、住民の福祉に直接関係する水道事業等の特別会計につき一般会計からの繰入れの制度を設け、及び地方公営企業の特別会計と一般会計等との間の負担区分を明らかにするとともに、国の公共料金抑制政策に伴

う国の措置、地方公営企業の施設の建設等を行なう場合の補助、企業債の借換え等についての国の配慮等に関し新たに規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三百六十五億円の見込みである。

地方公営企業財政再建促進特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の經營する企業の財政の再建に關し特別の措置を定め、もつてその健全な發達に資することを目的とする。

(財政再建計画の策定等)

第二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)を適用している水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は政令で定めるその他の事業のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和四十一年三月三十一日(同年四月一日に新たに同法を適用した事業にあつては、同日)において不良債務(政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額をこえる場合において、そのこえる額をいう。以下同じ。)を有するもの(同年四月一日において同法を適用していなかった事業にあつては、昭和四十年

度において実質赤字を有するもの。以下「昭和四十年度の赤字企業」と総称する。)について、この法律の規定によつて財政の再建を行なおうとする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出て、自治大臣の指定する日(以下「指定日」という。)現在により、当該企業の財政の再建に關する計画(以下「財政再建計画」という。)を定めなければならない。

2 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね十五年以内不良債務を解消し、財政の健全性を回復するように次の事項について定めるものとする。

- 一 財政の再建の基本方針
- 二 各年度において解消する不良債務
- 三 不良債務を解消し、財政の健全性を回復するための具体的措置

四 第五条の規定による地方債の各年度ごとの償還額

3 第一項に規定する実質赤字とは、次に掲げる金額をいう。

- 一 歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額
- 二 実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べた額又は当該年度に執行すべき事業に係る歳出予算の額のうち翌年度に繰り越した額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができると特定した歳入で当該年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した金額

(財政再建計画の承認)

第三条 財政再建計画は、昭和四十年年度の赤字企業を經營する地方公共団体の長が当該企業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、財政再建計画について承認を得た地方公共団体(以下「財政再建団体」という。)が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。

3 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要がある場合において、あらかじめその変更について、自治大臣の承認を得るいとまがないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更につき前項において準用する第一項の自治大臣の承認を得なければならない。

4 財政再建団体の長は、財政再建計画に従つて予算を調製しなければならない。

5 再建企業(地方公共団体が財政再建計画について承認を得た昭和四十年年度の赤字企業をいう。以下同じ。)の管理者は、財政再建計画に従つて当該再建企業の業務を執行しなければならない。

(助言等)

第四条 自治大臣は、再建企業の財政の運営がその財政再建計画に適合しない場合において、その財政の運営が財政の再建に著しく支障があると認めるときは、当該財政再建団体に対し、その財政の運営に關し必要な措置につき助言し、又は勧告することができる。

2 自治大臣は、地方行政又は地方財政に係る制度の改正等の特別の理由により、財政再建団体の財政再建計画を変更する必要があると認める場合においては、当該財政再建団体に対し、当該財政再建計画の変更を求めることができる。

(財政再建債)

第五条 財政再建団体は、昭和四十一年三月三十一日(同年四月一日に新たに地方公営企業法を適用した事業にあつては、同日)における不良債務又は昭和四十年年度の実質赤字(第二条第三項に規定する実質赤字をいう。第九条において同じ。)の範囲内における一時借入金(償還及び未払金の支払に充てるため、地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。)

(財政再建債の償還)

第六条 前条の地方債(以下「財政再建債」という。)は、指定日の属する年度の翌年度以降おおむね十五年度以内に、財政再建計画に基づき償還しなければならない。

(財政再建債の利子補給)

第七条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年三分五厘をこえるものにつき、年四分五厘の定率を乗じて得た額を限度と

して、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給する。

(地方債の償還繰延べ等)

第八条 国は、財政再建団体が財政再建計画を実施するため必要があると認めるときは、地方公営企業に係る地方債の償還の繰延べ、借換えその他再建企業の財政の再建を促進するための措置について配慮するものとする。

(赤字の企業の財政再建)

第九条 水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は第二条の規定により政令で定めるその他の事業で昭和四十一年度以降の年度において不良債務又は実質赤字を有するもの(再建企業を除く。以下「赤字の企業」という。)のうち地方公営企業法を適用しているものを経営する地方公共団体は、当分の間、第二条第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができる。

2 第二条第二項、第三条及び第四条の規定は、前項の規定により財政の再建を行なうことを申し出た地方公共団体の経営する赤字の企業に係る財政の再建について準用する。

(地方財政再建促進特別措置法の準用)

第十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)第四条、第五条第二項、第六条、第七条、第十一条、第十四条及び第十八条から第二十条までの規定は、再建企業又は赤字の企業の財政の再建について準用する。

(自治大臣の権限の行使)

第十一条 自治大臣は、この法律に定める自治大臣の権限の行使に当たっては、地方公営企業を経営する地方公共団体の自主性を尊重しなければならない。

(自治大臣の権限の委任)

第十二条 自治大臣は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治大臣の権限のうち市

町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができる。この場合において、前条の規定は、都道府県知事について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(自治省設置法の一部改正)

2 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二 地方公営企業財政再建特別措置法(昭和四十一年法律第 号)の規定による

地方公営企業の財政再建計画及びその変更の承認並びに地方公営企業の財政運営の改善のための措置等に関すること。

理由

地方公営企業の現状にかんがみ、昭和四十年度において赤字を生じている地方公営企業の財政を再建するため、財政再建計画の策定及びその策定を条件としての財政再建債の発行を認めること、これに対し利子補給を行なうこと等の特別の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約十四億円の見込みである。(平年度約三十四億円)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「政令で定めるもの」を「特別会計を設けてその経理を行なっているもの」に改める。

第五条第一項中「二十四億円」を「百七十八億円」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十条を次のように改める。

(借入金)

第三十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、借入金をすることができる。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができ。

3 前項の貸付けについては、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際、この法律による改正前の公営企業金融公庫法第三十条の規定により公庫が主務大臣の認可を受けて金融機関から借り入れていた短期借入金については、なお従前の例による。

3 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正(公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「とし、公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)第三十条の規定による短期借入金を除く」を「とする」に改める。

理由

公営企業金融公庫が資金の融通をする公営企業の範囲を拡大するとともに、公営企業金融公庫につき、その資本金を増額し、借入金の制度を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百五十億円の見込みである。

○岡崎委員長 この際、安井吉典君外九名の提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案外二案について、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。安井吉典君。

○安井議員 ただいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案外二案に關し、提案者を代表し、その要旨につき御説明申し上げます。

資料につきましてはすでに配付済みと聞いておりますが、四月二十三日付の地方公営企業法等改正法案の要点という刷りものにつきまして申し上げます。

私どもが社会党の法案を提案する趣旨は、今回の地方公営企業の危機に対処するための対策としての政府の法案がきわめて多くの欠点を持っているからであります。したがって、それにかわるものとしてわれわれの長い間の検討の結果をまとめまして、これから申し上げる三法案という形に仕上げたわけでありまして、問題と考えております。

第一は、地方公営企業の公共性が政府提案の中には無視され、独立採算制への道を一そう強めているという点であります。

第二点は、企業の経済性をひたすら追求させるために、適性な原価という名前で料金値上げの方向をこの物価騰貴の段階におきまして方向づけているという点であります。

第三点は、地方公営企業に対する自治体の主張や議会の権能を弱めているという点は、今日の危機打開の責任者の立場を弱めるものとして賛成しかねるわけでありまして。

第四点は、この危機の原因は、政府の経済成長政策が地方公共団体にしわ寄せした結果としてあらわれておるのであり、したがって、政府自体が責任を負うべき面が多く、かつまた地方公営企業の本旨から考えまして、自治体自体の自主的な解決というものは当然ながら、地方自治財政が全体的に弱っております現在における対策としては、国

の財政的援助措置は全く見るべきものがなく、既往債たな上げのための再建債等も内容が貧弱な上に、自治体に対する制限やあるいは要求が強く、中央統制強化の口実となるおそれがあることである。

第五点は、企業職員の身分取り扱いについては、地方公務員とし、労働基本権を剥奪しておきながら、一方給与制度は能率や経営業績によるものに改め、かつ再建債と引きかえに合理化を強要しようとしておる、かような点であります。

これらの批判の上に立ちまして、わが党は地方公営企業法の一部を改正する法律案、地方公営企業財政再建特別措置法案、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、並びに別途提出済みの都市鉄道整備促進法案、この五法案を政府法案に対比するものとして提案をいたした次第でございます。

以下、今次提案の三法案につき、順次御説明を申し上げます。

まず、地方公営企業法の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、法適用事業の範囲等につきましては、私も大きく分けて二種類、小さく分ければ三種類に地方公営企業の性格を分けたと考へておるわけでありまして、つまり法律で定める事業、その第一種類は水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業及びガス事業で、いわゆる住民必需のもので住民に直結する性格の事業であります。これにつきましては、独立採算制によらないものとして本法を適用することといたしました。

法定事業の第二は、工業用水道事業及び電気事業で、これは住民に直接つながらないで、他の営利事業を通じて間接的につながるといふ性格の事業であります。これらは独立採算制によるものとしてこの法律を適用することといたしました。次に、条例事業であります。これはただいま申し上げました以外の事業については、この法律の全部または一部を適用することができるとい

たしました。政府案では先ほどの第一種及び第二種の区別をいたしていないわけでありまして、私どもはその事業の公共性の問題等を考慮に入れながら、かような分類をいたしたわけでありまして、

第二は、管理者についてであります。政府案は首長及び議会の権限を縮小し、管理者を特別職として権限を拡大しているわけでありまして、わが党案では、法定事業の管理者は必置制としたし、副知事または助役が兼ねることができないこととしたしていただいております。その他は現行どおりといたしております。このことは財政的な援助を十分に行なうことなしに管理者の権限を強化いたしましたも、それによって問題の基本的な解決にはならないからであります。今日のような段階におきまして、より多く理事者や議会の住民から選ばれた立場での真剣な取り組みをこそ期待をすべきではないかと考えるからであります。

第三は、企業会計の原則であります。法定事業として考へております住民直結的な事業の経費は、その経営に伴う収入及び一般会計からの繰り入れ金をもって充てなければならぬと規定し、その他の工業用水道等の事業につきましては、あくまで経営に伴う収入をもって充てなければならぬ、かように定めておるわけでありまして、一般会計からの繰り入れの問題につきましては、要当分の金収入だけでは健全運営に支障を生ずる場合、能率的経営を行なうてもなお経営困難な業務を行なう場合、その他公共の福祉の増進のために必要な場合と限定をいたしております。このことは、一般会計自体も非常に窮屈な段階でございますので、漫然たる繰り入れには疑問があるからであります。

第四は、企業会計と一般会計等との負担区分の問題であります。地方公営企業の経費で、一、地方公営企業が公共の場所において公衆に對し無償で提供する給付に要する経費、二、地方公営企業の職員または施設が国または地方公共団体の事務のために使用された場合に要する経費、三、国または地方公共団体の事務のために必要を生じた地方公

営企業の施設の工事に要する経費、四、その他地方公営企業の経営収入をもって充てることがその性質上適當でない経費で政令で定めるもの、これらについてはすべてを地方公営企業の支出にゆだねるのではなく、国または地方公共団体の一般会計もしくは他の特別会計において負担するものとして、負担区分の明確化をはかろうとしておるわけでありまして、この点、政府案と似ておりますけれども、私どもは一般会計と企業会計だけではなしに、当然国が負担すべきものもあり得ると考えまして、国の負担の面をもあわせて規定している点において特徴があります。具体的には水道の消火せんや公衆便所の水道使用、交通の場合は、失対割引きだとか病院の看護婦養成等をさすわけでありまして、

第五は、料金の規定でございます。私どもが法定第一種事業といたしております、住民に直接つながる交通、水道等の料金については、もとより原価は基礎といたしますが、住民の負担能力その他の経済事情を勘案し、公共の福祉の増進についても適切に考慮した妥当なものでなければならぬと規定をいたしております。

なお、工業用水道等につきましては公正妥当なもので、かつ能率的な経営のものとの適正原価を基礎とし、健全な運営を確保することができるとするものとし、料金構成についても区別をいたしているわけでありまして、

第六は、地方公共団体の財政援助の問題でございます。まず一般会計からの繰り入れについては、先ほど申し上げたとおり、限定をいたした上での繰り入れを認める規定といたしております。そのほか、地方公共団体は、企業施設の建設または改良の場合及び災害復旧その他特殊な事情により必要がある場合は、予算の定めるところにより一般会計または他の特別会計から企業会計に補助することができるといたしてあります。政府案は災害復旧等の場合だけの補助の規定でございますが、私どもはそれはそれよりも若干拡大をいたしているわけでございます。

第七は、国の財政援助であります。国の財政援助措置については、政府案はほとんどゼロにひとしいわけでありまして、社会党案のまず第一点は、国は公共料金に関する国の行なう抑制政策につき地方公共団体に協力を求める場合は、企業の健全な運営のため、財政上適切な措置を講ずる等配慮しなければならぬこととし、特に附則第四条で本法施行前の協力についても同様配慮をすべきものとしたしてあり、したがって昭和三十九年度におけるバスの料金引き上げストップによる六十億円の地方公営企業の欠損については、当然この中から国庫の補償義務が生ずるわけでありまして、この点は自治省もことしの予算要求にも要求したようでありまして、大蔵省の査定では削られておりますが、私どもはこれは当然な法律的な裏づけを持たせるべきだと考えるわけでありまして、

第二点、国は地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときには、企業債の償還の繰り延べ、借りかえ、その他特別の配慮をすべきものとしたしてあります。政府案にはこの配慮は全くないわけでありまして、水道、交通等のいわゆる住民直結事業の企業債のうち六分五厘をこえる企業債は約三千億ありまして、二百三十六億というのは三千億の誤りです。これの六分五厘資金による借りがえ措置を講じなければならぬと考えるわけでありまして、

第三点は、水道法の第四十四条を改正し、国は、水道施設の新設、増設または改造を行なう地方公共団体に對し、その新設、増設または改造に要する費用の一部を補助することができるものとしたこととあります。現行の水道法第四十四条では、簡易水道のしかも新設に對してのみ国庫補助の道があります。私どもは、これを広く水道一般に拡大するもので、補助率につきましては、簡易水道が三分の一くらいなら一般水道は四分の一くらいであるうと一応のめどは持っておりますが、しかしながら、この場合、水源施設には全額補助をするとか、幹線施設には何割とか、そういうふうな具体的な措置につきましては、

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十二号 昭和四十一年五月十二日

なお検討をいたしております点を付け加えて申し上げます。

第四点は、先ほども申し上げましたように、すでに都市鉄道整備促進法案を私どもは提案いたしておるのではありませんが、それには、国は大都市及びその周辺地域における地下鉄または高架鉄道のトンネル及び高架橋の建設に要する費用の全額を補助するものとしたてごいますので、その成立を期待いたしているわけでありす。私どもが特にこの財政措置の問題を水道と地下鉄について提示いたしましたのは、今日の国全体の情勢の中で、設備投資費の膨張によって経営が非常に苦しくなっているのは、この二つの企業であるからであります。これに対しては国自体の積極的なてこ入れがなければ、問題の解決がないということを私どもはこの法案の形で提示いたしたわけでありす。

第八は、職員の給与等についてであります。これにつきましては、政府案では、職員の身分関係は現行どおりとしながら、給与には、能率の反映、企業の経営状況の考慮等を要求いたしておりますが、私どもは現行どおりとして改正をいたさないことといたしました。その理由は、先ほども申し上げましたように、現行企業職員の身分取り扱いは、地方公営企業関係労働法、及び地方公務員法の規定によるわけで、その労働基本権のほうの制限はそのまゝにしておきながら、給与体系だけを改正を行なうということでは、バランスがとれないではないか。特に、ILO八十七号条約の批准に伴って、公務員制度審議会がこれらの地方公務員の身分問題をも含めまして検討を進めております際でありますので、それらの検討が終わつたあとからでもおそくはない、当面現状どおりとするということが正しいと考えたからであります。

第九に、附則に関する事項であります。この法律は昭和四十二年四月一日から施行するものとしたしますが、ただし、条項によっては、昭和四十二年一月一日または公布の日から施行するものといたしております。

といたしております。

なお、この法律の改正に伴う経過規定並びに関係法の関連事項につき整備を行なっております。次に、地方公営企業財政再建促進特別措置法案について申し上げます。

第一に、この法律の目的は、赤字が累積している地方公営企業の財政を再建し、その健全な発展に資するため、この法律を制定するものとしたこととあります。政府案では、地方公営企業法一部改正案の中に含め、その第七章として規定をいたしておりますが、基本法的なものと暫定特別措置法的なものとを混在するものとして、立法技術的にも問題があると考え、私どもは単独法といたしております。

第二に、財政再建計画については、地方公営企業法の法定事業または政令で定める病院その他の事業について、昭和四十一年三月三十一日現在で赤字を有する地方公共団体は、その議会の議決を経て自治大臣に申し出、財政再建計画を定めなければならぬものとしたしました。政府案は、四十年三月三十一日現在で、三十九年度末の赤字を対象といたしておりますが、これに対する地方団体の不満は非常に大きいものであります。といひますのは、三十九年度末現在なら赤字額は六百六十億円ぐらゐですが、四十年度末になりましたらこれは九百億円から一千億円に及ぶわけでありす。したがって、政府案によりますと、一年間に増加いたしました政府案による額の五割ぐらゐの額は全部対象外になります。これは問題の解決に何らならないという点から、私どもはあくまで四十年度末現在に押えるべきだといいたしたわけでありす。

また、財政再建計画は、自治大臣の指定する日の属する年度及びこれに続くおおむね十五年以内の不良債務を解消し、健全性を回復するよう、再建の基本方針、各年度において解消する不良債務、不良債務を解消し健全性回復のための具体的措置、並びに再建債の各年度償還額について定めるものといたしております。政府案はこの再建期

間をおおむね五年といたしておりますが、この深刻な赤字の実態を五年ぐらゐで解消するとすれば、無理だけがいつて、問題の解決にならないと私どもは考えるからであります。

また、財政再建計画は、昭和四十年度の赤字企業を経営する地方公共団体の長が企業管理者の資料に基づき作成し、その議会の議決を経て自治大臣の承認を受けなければならないものとしたしておりますが、これはおおむね政府案と同様でありす。ただ、自治大臣が計画を承認するにあたり、必要な条件を付することができるとしているのを削つております。

第三は、財政再建債についてであります。財政再建団体は、昭和四十年度末の不良債務の範囲内における一時借入れ金の償還及び未払い金の支払いに充てるため、企業債を起すことができるものといたしております。この点は先ほど申し上げたとおりであります。

財政再建債の償還年限は、財政再建計画に基づき、おおむね十五年以内、これも御説明のとおりであります。さらに、国は財政再建債の利子に対し三分五厘をこえるものにつき年四分五厘を限度として利子補給を行なうものとしたしております。これは、政府案においては年六分五厘をこえるものにつき年一分五厘を限度としております点と大きく違う点であります。一分五厘を限度とする利子補給程度では、問題の解決にはほとんどならないという点を、私どもはかような形で表現をいたしているわけでありす。

なお、国は再建企業に対し、企業債の償還の繰り延べ、借りかえその他の財政再建促進措置につき配慮するものとしたしております。これは、政府案と違う点は、借りかえが追加されていることとあります。

第四に、財政再建の確保について、財政再建団体の長は財政再建計画に従つて予算を調整しなければならぬとか、再建企業の管理者は財政再建計画に従つて業務を執行しなければならないとい

たしております。これは政府案と似ておりますが、ただ、政府案におきましては、再建対象企業は、財政再建を行なう場合でなければ、企業債を起すことができないといいたしてあり、これは赤字企業はすべて中央統制に服さなければならぬのかまゝであり、きわめて問題の多い規定と考えまして、削つております。

第五に、財政再建に対する自治大臣の権限についてはきわめて重大な問題でございすので、私どもは慎重な検討をいたしました。その結果、財政再建企業の財政の運営がその財政再建計画に適合しない場合の自治大臣の関与の問題でありす。再建団体の財政の運営が財政の再建に著しく支障があると認める場合に限り、その財政の運営に必要措置を講ずる自治大臣は助言または勧告することができるといたしました。このことは、政府案では地方財政再建促進特別措置法第二十一条をそのまま準用をしており、自治大臣は財政の運営を再建計画に適合させるため、過大な予算の執行停止、その他必要な措置を講ずることを求めることができ、これに応じなければ利子補給を停止させることができるといふとき懲罰的な意味の規定すら設けてあります。スズメの涙ほどの財政援助を口実に、地方自治の本旨にも触れるのではないかとこの規定になっております点は問題だと思ひます。憲法第九十二条の規定にも抵触するのではないかと考えられますので、私どもはこのように表現をいたしました。

また、自治大臣は、地方行政または財政の制度改正等の特別な理由により財政再建計画を変更する必要があると認めるときは、その再建計画の変更を求めることができる点は政府案と同様であります。

ただ自治大臣は、この法律に定める自治大臣の権限の行使にあたつては、地方公営企業を経営する地方公共団体の自主性を尊重しなければならぬといふことを明記し、あくまでも自主再建への趣旨を明確にいたしている点において特徴を持っております。

この法律に定める自治大臣の権限の一部を都道府県知事に委任することができるとするものは、政府案と同様であります。

第六に、準用再建その他であります。昭和四十一年度以降の年度において新たに再建対象企業となつたものが財政再建を行なうとする場合には、この法律の財政再建債及び利子補給に関する規定等を除く規定を準用するものとする。

財政再建団体の財政再建計画の要領の住民への公表等、普通会計の財政再建における相当規定を準用する点においても、これは大府政府案であります。

最後に附則に関する事項であります。公布の日からこの法律は施行すべきものとしたしております。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について最後に申し上げます。

まず貸し付け対象事業の拡大の点であります。これは、この公営企業金融公庫が地方公営企業に対する公庫として貸付をしておきながら、現行法では貸し付け対象事業については政令で限定がございまして、地方公営企業にすべて貸し付け対象を拡大するものとしたしております。

次に政府出資額の増額とその明確化であります。が、現行規定は予算内で出資金を支出するとされており、四十一年度の現出資額は二十八億円であります。しかし私どもは企業債についても少なくとも六分五厘までの借りかえ債を発行すべきである、さらにまた新規の企業債については全額政府資金の六分五厘資金で見るとは、しかし、それでも不足分については公庫債の中に六分五厘資金をつくらせてこれを充てるべきだとの考え方があります。したがって、それに必要な公庫の七分三厘資金を補填するために政府の大幅出資が必要となります。私どもはそのために公庫の資本金は百七十八億円とし、これは百六十八億円となつてはいるけれども、百七十八億円であります。百七十八億円とし、政府がその全額を出資するものとしたわけでありまして。

次に借り入れの緩和であります。現行法では公庫の資金調達に制約が多いのでこれを撤廃し、長期及び短期の政府資金の借り入れもできることとし、地方公営企業の金融機関としての公庫の役割を高めるといふ趣旨から、公庫は主務大臣の認可を受け、長期借り入れまたは短期借り入れをすることができるといふいたしました。

最後に、この法律は公布の日から施行するものとしたしております。

以上が、今回提案三法案の要旨でございます。が、政府案は今日の地方公営企業の危機をその企業の責任を強化する形で乗り切るよりほかないとし、政府自身の責任をとる立場からの財政支出についてはきわめて消極的であります。財政措置はゼロにひとしいわけでありまして、私どもはむしろ企業自体においても反省し、あらゆる努力を続けるべきことは当然だと考えますけれども、しかしながら、それを激励し、みずからの力を振りしぼつてこの危機に立ち向かつていくためには、国の財政的なあるいは金融的な手厚い措置が、地方公営企業になされなくてはならない。ただ単に企業管理者の責任を強化して、十分に努力をしないで赤字を出した場合にその管理者を首にするといふにしても、それだけでは問題の解決になりません。財政措置が十分でなければ、企業管理者の首が次から次に飛ばされるだけで、問題の解決にならないというのを明確にしたいのであります。その意味におきまして、政府案が財源措置がゼロで、その反面、地方自治そのものに対する危険な内容すら持つております点、私どもはあくまでも企業自身がふり立つてこの危機を突破、危機打開の努力をするという方向において法案をつくり上げたわけでありまして、ぜひ政府案にかわつて社会党案の御審議と国会通過に御協力ください。以上を申し上げて、提案理由の説明を終ります。(拍手)

○岡崎委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際一言あいさつを申し上げます。参考人各位には御多用のところ、当委員会の法案審査のため御出席いただき、まことにありがとうございます。

本委員会において審査中の各案について、萩田参考人には地方公営企業制度調査会第二部会における審議経過を、他の参考人の方々にはそれぞれの立場から忌憚のない御意見を述べさせていただきます。法案審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の整理上、初めに御意見をそれぞれ約十五分程度にとりまとめお述べ願ひ、次に委員諸君からの質疑につきお答えをお願いいたします。

それでは萩田参考人、鈴木参考人、島野参考人、中井参考人の順序でお願いいたします。

萩田参考人。

○萩田参考人 ただいま委員長からお名ざしのございましたように、かつてございました地方公営企業制度調査会のうち、第二部会に属してございまして、その模様を話せ、こういうことでございまして、この内容につきましては、たしか委員長部を通じて第二部会の報告書そのものもお配りしてあるはずでございますので、詳細はそれによつてごらん願ひたいと思ひますが、その審議の内容を申し上げます。さらに何か法案についての意見を個人的でいいから述べようという、こういう連絡でございましたので、そういう趣旨でお話し申し上げます。

それで、第二部会におきましては、御承知のように、水道、工業用水道、病院、下水道、この四

が現在非常に悪化しておるのは、何も公営企業自体だけの問題ではなくて、いろいろ全体の社会経済の変化、ことに都市をめぐるところの過度の集中化、あるいは公共投資の一般的不足というようなこと、いわば外的な条件が大きな原因をなしておりますから、したがって、そういうものもあわせて改善されていかなければ、とうてい公営企業だけでは健全な運営になるとは考えないのであります。しかしながら、それはそれとして、公営企業自体においても、ここに述べておるような程度のことではどうしてもやらなきゃならない。外的な条件が改善されるまで待つ、あるいはそちらに責任を転嫁して、こちらはのんびんとしている、こういうような性格のものではない。少なくともここにあげておることは、ほかのことがどうあろうともやらなければならぬ。そういう考え方でできております。

以上二点をまず前提として申し上げておきます。それから、内容にわたりますと、もうすでに御承知とも思いますが、いろいろございすけれども、大きなところを项目的に申し上げますると、大体五つあるかと思ひます。

一つは、この経営について、そもそもの方向でいくかというところを申し上げますが、これは結局、企業としては当然独立採算制ということを中心としてやっていかなければいけない、こういうこととございす。現に公営企業法に公共性と経済性ということが書いてありますが、この公共性と経済性ということが、これは私見でございす。少しく誤解されておるようでありまして、公共性ということであると、どんなに金がかかっても、何が何でもやらなければいけないのだ、こういうふうにとつておるような意見もありまうが、それはそうではなくて、やはり企業である以上は当然独立採算的である。しかしながら、そうかといって、いわゆる民間企業のように利潤本位でもってやるのではないのだ、公共性ということを考えてやらなければいけないのだ、こ

うところがこの条文をわざわざ置いた趣旨があるのじゃないかと私は考えておるのであります。したがって、こういうことを前提にしまして、まず第一に、その負担区分の適正化ということとございす。これはいわゆる民間企業と違ひまして、公営企業でございすから、単に企業本来の仕事だけではなく、あるいは目的だけではなく、ほかに一般行政的なもの、あるいは先ほど申しました採算ということに抵触するようなこともやらなければならぬ。したがって、そういうものについてははっきりした負担区分を考へて、地方団体の一般会計あるいは国において負担すべきものは当然負担すべきである、この点が第一でございす。

それから第二には、そういう負担区分をした上、企業経営に相当する部分につきましては適正な料金——適正な料金ということ、そういう負担区分を明確にしたあとにおいて、しかも能率ある事業の執行をして、当然必要な原価に織り込まれるところの料金はそこに持つていくということとございす。

以上が経営の、むしろ財政面、経理面についての基本の二点でございす。

第三には、経営管理の体制を強化することとございす。これにつきましては、やはり企業として行なう以上、いかに公営企業であつても、企業にふさわしいような体制でなければならぬ。これが一般行政と違うところでありまう。そういう点から一番問題になりましたのは、いわゆる企業管理者をどうするかということで、これにつきましては、その企業管理者にかなり有能な人を迎へ、その人の手腕の発揮ができるように、現在ありまういろいろな制約をなるべく排除する、こう考へておられます。そうしてさらにそれを進めまして、いわゆる間接公営形式も考へられるのじゃないかというところとございす。これにつきましては、ただ、私のいま担当する第二部会のはうの水道以下の事業につきましてはあまり問題はないので、むしろ交通の問題じゃないかという大体の

空気がつたように思つております。そのような方法もあつたりしまして、独立採算制を強化するのではありませんが、しかし、あくまで公共団体の行なう仕事である以上は、住民のいわゆるコントロールというものがなければならぬ。それを首長なり議会なりを通じて行なわれるのであつて、それがいわゆる経営の干渉になる、じやまになるというふうなことでなく、住民の正しい意思を代表したようなコントロールがその管理者なり、あるいは加へられる、そういうふうな考へなければならぬ、こういう考へであります。

それから第四番目には企業の合理化でございす。企業の合理化につきましては、これはあくまで合理的な経営をやるといふことが、これは先ほども申し上げました地方公営企業法の経済性というふうなことから当然のことだと思ひます。これは何も公営企業だけにかかわらず、およそ地方団体の行政はすべて能率的に行なうべきであつて、住民の負担税の形をとるにしろ、使用料、手数料の形をとるにしろ、住民の金によつて行なわれている事業なのであります。これがいやしくもむだに使われる、非能率に使われるというふうなことはいけないので、あくまで合理化をしななければいけない。ところが、この公営企業の中には、それは多数でありますからいろいろあると思ひますけれども、総体的にいわゆるお役所仕事であつて、民間企業に比べて非常に非能率なものがあつて、そこで、それをどうするかということが今後企業経営を健全にやつていく上において非常に重要なことではないかと思ひます。民間の委員の方々あたりから、その調査会に入つておられまして、やはり一番問題にされる点はこの点でありまして、民間とは非常に違う点のことを言われているのであります。報告書にもあつたと思ひますが、公共性を名をかりて、公共性だということによつてその非能率の経営がよいということには決してならぬのだという表現を使つておりますが、これはそのとおりだと思つております。

最後にいわゆる当面の赤字解消の問題であります。以上五つの項目を論議したのであります。もう時間もございせんので、さらにもう少し個々の事業、四つの事業について、特に強調しなければならぬような点を申し上げていきたいと思ひます。

まず第一の負担区分の問題についてであります。水道については、これはもうむしろ独立採算制が原則なのであつて、きつめて例外的に、離れ島であるとか、どうにもこうにも水が引けない、一戸当たり何千円かかつても、生活を維持していくにはどうしても水道をつくらなければならぬ、そういうようなところは一般会計負担もいいが、それ以外は、大体原則として、水道については一般会計の負担とか補助というものは要らないという考へであります。

それから工業用水道であります。これが非常に問題になつて、しかも政府案においては、この調査会の答申と少くはずれていふようございす。これにつきましては、いわゆる地盤沈下の防止とか、あるいは地域の工業開発というふうな観点から行なわれておる、したがって現在国庫補助金があるということとありますが、そういう意味においては国庫補助金があることは必要であらうと思ひますけれども、ただ一番われわれ問題にしましたのは、国が補助金を出していなから、それだけでは十分でないにもかかわらず、補助金を出した以上は料金を決定しなければいけない、そしてそれでいかなければ当然地方の一般会計が負担する、こういう態度はおかしい。国が出すものは出す、地方がかりに地域開発のために出す必要があるなら出してもいい、しかしそれは地方の自治である。国は出した範囲内においての監督を出しておればいいのであつて、少しばかりの補助金を出しておいて、料金全体を統制するやうな考へはいけません。こういうやうなことであつたわけでありまうが、必ずしも政府側としてはつきりしてないやうでございす。

それから下水につきましても、水道、交通あたりと違いまして、いわゆる雨水を処理するのと、家庭汚水、工業汚水を処理する汚水の分とあるわけでございまして、汚水の分については独立採算的な考え方もいいけれども、雨水の分については、これは河川みたいなものであって一般会計負担、こういうような考え方でございます。

それから管理体制の問題につきましては、もう先ほどのあれで終わることにいたしまして、四番目の合理化の問題でございます。これにつきましては非常に問題になりましたのは、いわゆる人件費費の問題であります。これにつきましては、むしろ一番人件費の割合のウェートの高い交通事業についての問題だと思えますけれども、やはりこれらの四つの企業においても問題があります。これに対する考え方は、やはり公務員でありますから、いわゆる一般の企業とは違うのであります。けれども、そこには公務員としても、企業職員であらう

最後に、再建の問題であります。これは何としても早く再建しなければならぬと思いますが、ただこれに関連しまして非常に問題でありますのは、いままでの経理の方式がいわゆる企業会計方式であるべきにかかわらず、先ほどの料金計算とか、そういう問題のときも同じことでございます。

大體所定の時間のようである。和
意見をこれをもって終わらせていただきます。
○岡崎委員長 鈴木参考人。
○鈴木参考人 本日は、東京都の仕事を担当いた
しております関係上、東京都の問題から觀察をい
たしました地方公営企業の御提案の問題について
意見を申し上げ、御参考に供したいと存じます。

回の国会におきましてこの問題についての解決をしていただきまして、ぜひ関係法案を成立、施行するようにしていただきたいということを、まず第一に強くお願いを申し上げる次第でございます。それから法案の内容につきましては、いろいろもそれぞれのお立場での御提案でございますが、主として私どものほうの立場から特にお願いを申し上げる点を要点にして申し上げてみたいと思うのでございます。

まず第一に、経費負担のたてまえの問題でございますが、これはたゞいまもお話がございました。

て、それぞれ政府案におきましてもまた社会党御提案の中にも、いろいろ改善のような御意見でございしますが、何か従来ともすると、私ども料金改定の問題を現実を考えておりますと、どうしても抽象的な、いわば腰だめでいろいろの角度から利用されるようなことになりますので、問題を明確にしていだきたい。それには、後ほどお願いいたしますような国が国の立場で財政的に多少援助をするという問題につきましては、これを明確にしたい。いただきますとともに、一般会計と公営企業特別会計との関係におきましては、やはりそれぞれ企業の実態に応じてある程度の違いがあると思

九

す。抽象的な話でございますが、経費の負担の關係については以上の程度にとどめます。

次に、国の地方公営企業に対する財政援助の問題について申し上げたいと存じます。

これはいろいろございませうけれども、まず水道事業について申し上げますと、東京都の場合におきまして、現在水資源公園が主として施工してくだすっております利根川からの水を持ってまいります各種の工事、ことにダム等の築造の経費、これは上水道用水あるいは工業用水にもそれぞれアロケーションが行なわれるわけでございませうが、このアロケーションにつきましては、現在政府の關係省間におきましても話し合いがあるそうでございますけれども、上水道等に対するアロケーションが若干高いのではないかと、これを私どもも考えておるのでございまして、この点をすみやかに明確にしたいと思つてございませう。また同時に、農業用水等につきましては、このアロケーションに基づく農業の負担につきましても、補助金がございますが、水道につきましても、水資源開発のような非常に多額の経費を必要とするようなものにつきましても、やはり政府の何らかの補助金を考えていただいていたのではないかと、このことを強く希望するのでございます。水の問題につきましては、そのような点について何らかの打開策を講じていただきたい。

それから交通の問題でございますが、これはさらに後刻も申し上げたいと思つてございませう。主としてこれは地下鉄の問題でございます。地下鉄につきましても、東京都の実績によりまして、キロ当たり約三十六億の経費を必要といたします。新幹線が復線にしてキロ当たり約七億強というところでございまして、五倍以上の金を必要とする事業でございます。普通のいわゆる都電といひますか軌道は、道路を無償で占用していただくと、地下に穴を掘って地下鉄をつくるというところは、いわば道路築造に相当するような部分も地下鉄の負担になるということでございます。

で、私どもは、その穴を掘っていくその構築の費用というものは、少なくとも道路と同じ程度に、たとえば三分の二程度に国が助成をしていただいているのではないかと、このことを思つておるわけでございませう。地下鉄の工事につきましても、地上の交通規制の關係で、工事が夜間でなければいけないとか、あるいは一定の、たとえばオリンピック期間中はやつてはいけないとかいうような、工事におきましても相当の負担がございませう。そういうようなことでございまして、ぜひこの点も打開していただきたいと思つてございませう。本年度はおかげさまで従来よりは、昨年度よりは相当地下鉄に対する補助金はふやしていただきましたけれども、まだまだこの点につきましても今後の御努力をお願いしたいと思つてございませう。

それからいま一つは、この国の物価政策に伴う地方公営企業に対する国の財政措置というところでございませうが、これはバス料金の認可に関連をいたしまして、相当長期、約五年にわたつて申請以来抑制をせられたのでございませうが、そのために赤字が都の場合におきましても三十数億生じたというような明確な事実がございませうが、これらの点につきましては、今後やはり広い意味での政策的な物価対策ということから、公共料金に對する、ことにいまの水道、交通等に対する抑制の場合におきましては、やはりそれに対応する手を打つていただいて、そういうことが現実財政的にも可能であるような措置を講じつつ、もしもやりになるならやつていただくというふうにお願ひをしたいと思います。この点が、これらの点は、経費の負担区分のたてまえからやはり国において限度を明確にして、この点はひとつ国でめんどろを見てやろうということを明確にしたい。また、それから第三に申し上げたい点は、財政再建の問題でございますが、この点につきましても、かねて書面をもつてもお願いを申し上げておりますが、政府の案におきましては、昭和三十九年度の

赤字を何とかしてやろう、こういうことでございませうけれども、私どもは、これをぜひ四十年度末の赤字を基礎にして財政再建を立てることを認めるようにしていただきたいと思つてございませう。この一年間におきましても相当な赤字がふえてきておりまして、やはりこの一年の年度のずれというものは非常に大きな問題であると思つてございませう。

なお、この再建債の利子につきましても、年三分五厘をこえる全額を補給をしていただきたいと思つてございませう。政府案では六分五厘をこえる一分五厘というところのようでございますが、現在都の公営企業に對します金融機関の融資は、短期で申しますと五分六厘強ぐらいになっております。三ヶ月ぐらいのものでございませうが、これらがころがしていくわけでございませうが、そういうことを考えますと、六分五厘以上のものを再建債にした場合には利子補給をしてくださるという点はありがたくはございませうが、実益が、都の場合の問題として考えますと、ございませう。現在の金融情勢の特殊な事情からさうな結果が起つておるかと思つてございませう。ほかの地方団体におきましても同様の例が少なくないと思つてございませう。この点はさらに数歩を進めていただかしまして、三分五厘をこえる額についての補給をお願いしたいと思つてございませう。

それから第四に、最後のことでございませうが、公営企業一般についてのお願ひを申し上げておきたいと思つてございませう。

水道の問題につきましては先ほど申し上げたのと同じでございますが、下水道を東京都では特にこれは地方公営企業法を適用することに条例で定めておきまして、下水道の建設の問題は、今日、東京都におきましては最も重大な問題の一つであると申し上げていふと思つてございませう。今後約三千億をこえる投資を必要とする事業でございます。本年度約三百億で下水の拡張事業をいたしておりますが、十年前の三十二年にはこれが二十億程度でございまして、まさに十五倍の規模をもつてやっておりますのでございませうけれども、それでも今年度の終わりにおきまして、面積におきまして三〇％台に普及するにすぎないのでございませう。下水道の問題は、一に財政的な問題がネックでございます。これは補助金及び起債をよほど大幅に考えていただく必要があると思つてございませう。

それから、交通事業の問題におきましては、私ども公営企業内部の合理化の問題をいろいろいままでいたしてまいりました。たとえば交通につきましても組合との間のいきさつもございまして、一昨年は中央労働委員会にまで問題を持ち出して解決の曙光を見出そうと努力をいたし、また事実十数億の合理化を生み出したのでございませうけれども、それにもかかわらず交通事業は今日、全体あわせまして二百三十億程度の赤字をかかえております。これはやはり地下鉄以外は地上交通におきまして、先ほど来の話で申せば、非常に外部的条件が問題であるといふことでございませう。東京都の交通事業は大阪などの場合と違ひまして、大阪市内におけるような完全な独占的な立場でございませう。地下鉄は東京都の権利を営団にかつて譲渡いたしました。地上交通については申しまして、私鉄バスと相互乗り入れが百十九系統のうち四十系統ございませう。約三分の一は私鉄バスと相互乗り入れをいたしておるわけでございませう。また本来の都営交通の営業区域は、陸上交通事業調整法におきまして山手線の内側と荒川放水路によって囲まれる区域だけに限定されております。その区域の中にいま申し上げました私鉄バスが四十八入つておる。都が今度は逆にその外の区域に出ます場合は、これはいづれも数個の私鉄会社の権益区域が、陸上交通事業調整法によつて定められておりまして、そこに行く場合には必ず反対給付を必要とするわけであります。そういうようなわけで、路線の再編成をいたしたい、いまの交通事情に即応するような路線の再編成をいたしたいと思つても、なかなか簡単にまいらないのでございまして、やはりこの陸上交通事

業調整法の基本的な問題を打開しませんことは、東京の交通事業というものは地方公営企業法の改正だけでは何とも解決できないのでございます。それが根本の問題でございまして、それに至ります方式としては地上、地下、少なくとも地下鉄と地上の都営バス、都電とを一体に経営することとをまず第一段の段階として持っていきたい、それによって初めて大阪とや類似した体系になるのでございます。しかも私鉄バスの乗り入れがその上になお乗っかっておるわけでございまして、この点は第二段の問題といたしまして、少なくとも二元的な現在の都内の交通体系を一元化するということが必要であろうと思ひます。民営に移管したらいふようなお話もございすけれども、先ほど申し上げましたような地下鉄の経営というふうなことを一体的に考えませんという、とうてい民営でかような不採算の大都市交通を引き受けるものはあり得ないと思ひわけでございまして、その意味におきまして、あくまでも国及び若干の一般会計からの財政的な繰り入れを前提とする大都市交通の一元化、東京都交通の一元化ということとをぜひ実施するようにお願いをしたいと思ひますので、切にお願いを申し上げます。

以上、いささか具体的な法案の問題と離れたような点もございしたかと思ひますが、なお御質問によりまして、それらの問題につきましてはお答えを申し上げます。切にお願いを申し上げます。

○岡崎委員長 島野参考人。

○島野参考人 仙台市は、地方公営企業のうちでいま問題の焦点になっております交通、水道、ガス、病院などを経営しております。私は、これらの公営企業を通じて市民サービスに責任を負つておる仙台市長としての立場と、約八年ほどの経験から、今度の地方公営企業法の改正案について若干の意見を述べたいと思ひます。ただし与えられました時間が限られておりますので、ここでは切

実なポイントだけにとどめることにいたします。詳しいことは、私も参加しております全国市長会、公営交通事業協会、日本水道協会などから要望書が出ておりますから、ぜひ御参照いただきたいと存じます。

現在国会に上程されておりますのは政府案と社会党案の二つであります。公共性という面から見ても、大筋においては社会党案のほうが正しい、これではなければ地方公営企業の存在意義は生かされませんし、企業の経営危機の根本的解決にもならないと思ひます。お断わりいたしますが、私は私の政治的立場からそう申し上げるのではなく、市長として、都市行政の責任者として申し上げたいのであります。しかも問題は急を要します。御承知のとおり、地方公営企業の財政悪化は、もはや一日の猶予も許さないほど切迫しております。そこで、お許しをいただいて先に結論を申し上げます。社会党案を率直に取り入れて、政府案を大幅に修正し、地方公営企業の当面の危機を救うとともに、将来の健全な発展を期するよう、今国会ではっきりとした結論をぜひ出していただきたいと思ひます。

では、改正すべき最も大事な点をどこに求めたらよいか、詳しく申し上げます。時間的余裕のないのが残念でございますが、要するに地方公営企業の存在意義や役割、すなわち公共性をあらためて認識し、政府におかれましては当然とすべき責任、特に財政上の責任を果たしてもらいたいというところに尽きるのであります。われわれの苦しい経営事情につけ込んで、もつとずばりと言わせていただくならば、背に腹はかえられないという地方公共団体の立場を逆用して、地方公営企業をあつたかも準禁治産者扱いにするような再建方策を押しつけることは絶対にやめていただきたい、政府はわれわれをもつと信用してもらいたい、地方自治を尊重してもらいたいと申したいのでござい

す。ここに私からあらためて申し上げるまでもなく、地方公営企業の経営についてはこの都市、

どこの自治体や管理者におきましても、真剣に経営の改善に努力してきておるのであります。合理化は言うに及ばず、料金の改定、苦しい一般会計からの名目の立つものについてのやりくりなど、われわれはあらゆる手を尽くしております。それにもかかわらず、なぜ地方公営企業が破産寸前の赤字を余儀なくされておるのか、私はこの際、次の点を強調するものであります。

公営企業のうち、いままですべてに累積赤字がひどいのは、交通部門にあつては路面電車と地下鉄であり、水道部門においては急激な施設の拡張事業をどうしてもやらなければならない事情にある都市の上水道であります。すなわち、明らかに地方公共団体の負担能力をこえた巨大な先行投資事業と不採算、だからといって市民サービスのためから直ちにやめるわけにはいかないという事業などでありまして、これらは都市の経営上あるいは市民サービスの行政責任上、どうしてもやらなければならない事業であり、しかも民間資本が食指を動かすはずのない事業、いわば資本の回避場所といったらよいような事業でございまして、地方公営企業の本質はもともそういうものであると私は考えております。そういうものである限り、言いかえれば、企業性よりも公共性が優先するわけですから、たとえ独立採算が原則といひましても、当該公営企業の妥当な投資額をこえる部分については、政府が当然にめんどうを見るべきであると思ひます。ことに人口が急増し、産業の発展する都市ほど公営企業の経営が困難になっているという事実を認めないわけにはまいりません。これは明らかに政府の政策的責任に帰すべき問題であつて、地方自治体、いわんや公営企業の努力では決して解決できることではございません。

ここで私は、仙台市の水道事業の例をあげさせていただきます。仙台市は、戦後における人口の急増と市民生活水準の向上などによりまして、企業活動も旺盛になっております。すなわち高度経済成長と歩調を合わせて急激な膨張を続けてお

り、その人口の上昇率は六大都市並みといえるであります。そこで市の責任として、市民の水を確保するため、水道事業を拡張に次ぐ拡張でやらざるを得なかったわけでありまして、東京ほどではありませんでしたけれども、戦後引き続き、特に昭和三十五年、三十六年には仙台も深刻な水不足に見舞われました。私は市長として、あるいは自治体の市民に対する責任として、この水の不安を解消することが重大な義務でありまして、昭和三十三年度から七年度の計画で第三次拡張事業を行ない、これに約三十億三千九百万円の投資を行いました。年間にすれば、算術平均にいたしまして、これは仙台市の現在の水道料金収入の約六〇％に相当する額であります。また、昭和三十七年度から六十年計画で総工費八億円の配水管整備拡張事業を実施中でありまして、もちろんこれらの事業費は企業債に依存したわけでありまして、その元利払いで水道事業の経営は「そう苦しくなり、そのために水道局の体質改善、合理化を徹底して経費の節約をはかるとともに、どうしてもそれだけではやっていけませんので、市民の理解に訴えて、昭和三十七年には一般用十トン百五十円から二百五十円に、六六・七％の値上げを行なわざるを得なかったものであります。つけ加えますと、その前の昭和三十三年にも、十トン百円から百五十円に、五〇％の料金改定を行なつております。一体だれが喜んで料金値上げは好ましいことであると思つておりません。しかし一方では水の不安をなくさなければいけないという責任を考えますと、不本意ではあります。が、やむを得ずこのような大幅な値上げをせざるを得なかったのであります。

ところで、これで水道の悩みが解決したわけではございません。というのは、仙台市の人口は年々増加の一途をたどり、水の需要も急増しております。この第三次拡張事業の完成によつて、現在のところは「一応水不足の心配はございせん。しか

し今後三、四年後には再び水不足の危機が予測されるのであります。

そこで仙台市といたしましては、建設省の直轄事業であります釜房ダムに水源を求める第四次拡張事業を行なうことになり、この計画を二月の臨時市議会で議決を得まして、三月十二日、厚生大臣の認可をいただいたのであります。この拡張事業に要する総工費は約九十億二千六百万円を予定しております。これは全額を企業債に求めるものでございますが、著しい先行投資となるものでございます。この事業は、昭和四十一年度から十年間の計画で実施してまいりますが、さしあたりこの四年間、すなわち市民の水の確保に対処して一部通水する四十五年度までに要する資金が、実に約五十億七千万円でありまして、

このような事情から、このまま推移しますと、昭和四十四年度末では約二十一億円の累積赤字を生ずることになるのでございます。この巨額な先行投資を、もし政府のいような厳密な独立採算で行なおうとするならば、どうしても三度目の料金改定として五八%の大幅値上げをしなければならぬという立場に仙台市の水道事業は置かれておるのでございます。また事実、水道のトン当たり元の原価は昭和四十四年度で三十七円三十五銭となっておりまして、これを三十二円九十二銭で販売しておる。したがってトン当たり四円四十三銭の赤字を生みながら市民に供給している現状でございます。しかも、これらの巨大な先行投資はすべて償還期間のわりあい短く、また利息の安くないものにたよるわけでありまして、料金の大部分は元利償還に充てなければならぬという不合理の結果にもなるのでございます。だからといって、市の責任上三、四年後に予想される水不足に対してこれをやらぬというわけにはまいりません。私は、いまこの料金値上げはやむを得ないとしても、何とかして値上げの幅を抑え、ことに生活用水についてはできるならば据え置きたいというような考え方で対策に苦慮しておりますが、仙台市のような状態は決して例外ではなく

て、発展する都市はどこでも同じような矛盾と困難に当面しておるものと思ひます。

さきの第三次拡張のときにもそうでございますが、今度の第四次拡張計画においても、県の工業用水が水道と同じ多目的ダムに水源を求めておるのでございます。第四次拡張事業の釜房ダムのフロケーションの問題におきまして、工業用水は十万吨の取水に対して四億七千万円と比較的有利な条件になっております反面、上水道の用水は二十万吨の取水に対して十六億九千万円とはなはだ重い負担がかけておる。この点は全く納得がいかないものであります。今度の地方公営企業法の改正案におきまして、工業用水には依然として補助金政策が保障され、また料金も政策的に抑制されております。企業が必要としている水に對してとられておる政府の資金援助政策がなぜ市民の生活用水には適用されないのか、これらの点も私には理解できないところでございます。いずれにしても、巨大な先行投資を必要とする上水道事業などに対しては大幅な国庫補助を措置し、住民負担の軽減と財政の健全化をはかるため、政府の従来の政策を根本的に改めなければならぬと私は考えるものでございます。この点において、今度の政府原案による改正ははなはだ不十分であるという感じが強いのでございます。

また交通事業については、御承知のとおり各都市とも多額の累積赤字をかかえて経営に苦慮しておるのでございまして、これが解消のために、やむを得ず利用者の負担、すなわち料金改定にその血路を求めざるを得ないという状態に追い込まれておるのであります。しかるに交通事業、ガス事業における料金については、現在、国の許認可制がとられておいて、国の公共料金抑制措置と相まって多くの規制を受けておる実情であります。申すまでもなく地方公営企業は地域住民がその所有者であり、消費者でありますので、これらの料金については、地域住民を代表する地方公共団体の長及び議会が決定するものでありますので、現行の国の許認可制を廃止して、地方公営企業制度調

査会の答申ののつとつた制度に改められたいののであります。

交通事業についてはさらに申し上げるならば、路線の免許等についてはしばしば実態にそぐわないものがございまして、運営上の支障ともなっておりますので、企業の健全化のためにも、また恒久的な道路行政の見地からも、道路管理者の市長たちの意見に基づいて決定し、許認可さるるようになり、その改善をはかられたいのであります。

以上、地方公営企業の実態について申し上げたのであります。このように見地から、地方公営企業の財政は悪化の一途をたどつておるものであり、これが再建については国が当然負担すべき財政措置を講ずるとともに、その実施については、一々政府が企業、自治体の内部にまで立ち入って引きかえ的条件を押しつけるべきではないと思ひます。今度の改正案を見ますと、金を出す以上、企業再建について内部干渉するのはあたりまえではないかという考え方がどこかにあるように感ぜられますが、それこそ地方自治に対する不信以外の何ものでもないかと存じます。自主再建に全力を傾けているわれわれの誠意と責任を信じていただきたい。政府の原案でいきますと、再建措置を受ける地方公営企業は銀行管理を受ける会社同様の姿になつてしまひ、地方公営は看板だけ、実質的には政府の直轄事業化するおそれがないとはいへないのであります。私は、あくまでも地方公共団体の自主性を尊重して再建の方途を講ずるようになければいけないと信じております。

以上の趣旨に沿つて、さしあたり具体的には次のような修正を強く希望いたしておきます。

第一、財政再建に対する措置については、昭和四十四年度の実質赤字も対象として、自主再建の団体についても再建債を認める措置を講ぜられるように、明確な改正をしてほしいこと。

第二、特に過去の累積赤字については相当期間たな上げにしたいこと。

第三、地方公営企業の再建債に対する利率につ

いては、年三分五厘をこえるものについては全額国庫において利子補給をしてもらいたいこと。

第四、企業債の利率の引き下げと償還期間の延長については、既往債を含め現行政府債年六分五厘を五分に引き下げ、公庫債も同様に措置すること。

第五、償還期間については、交通事業の場合、現行五年であります。道路整備及び車両技術が向上しておるといふ実情にかんがみ、これを十年に、水道事業については、政府債現行三十年、公庫債二十三年を、既往債を含め水道施設の耐用年数と見合う五十年程度に延長していただきたいこと。

さらにつけ加えて要望したいことは、前に仙台市の水道拡張事業の例でも申し上げましたように、市の一般財源から当該地方公営企業に補助等をする場合、それを地方公共団体の基準財政需要額として認め、国において財政援助措置を講ぜられたいということでありまして、そういう事項が政府原案には全く見られないのはまことに遺憾であります。申すまでもなく、自治体の一般財源は非常に苦しいのでありまして、公営企業に援助する余地などはないのが実情であります。しかし行政の責任として、たとえば水道の拡張事業や市民の足を確保するための交通事業に對し出すべき理由のあるものについては、どうしても一般財源から支出しなければなりません。要するに、国や市において当然かぶらなければならぬ分についてそういう財政措置ができるよう、実情に適した法改正について、法案の中に特に一章を設けて、この際ぜひ行なつていただきたいのであります。

私は、地方公営企業が住民の日常生活に密着し、欠くことのできないサービス行政であるといふことを正しく認識し、経済性も軽視はできません。考え方も、公共性をより以上に重視するといふ考え方で法改正を行なつてもらいたい、この点を最後に強調いたしまして、一応私の意見を終わらせていただきます。

○岡崎委員長 中井参考人。

○中井参考人 私は、全国の公営水道に携わる労働者の立場から、今回の地方公営企業法の一部を改正する法律案に関する意見を申し上げたいと思います。

私も全日本水道労働組合は、日ごろから水道事業の民主的な発展と住民サービスの充実をめざして努力をいたしておりますが、今般、一段と深刻になっておる公営水道の経営危機の再建に關しまして、政府及び国会議員各位におかれましては、非常な御苦勞を願つておることに對しまして、心から敬意を表したいと思ひます。

さて、私も今般の政府提出改正法案の内容につきまして、率直に申し上げて不満であります。それは、これから申し上げるように、政府案をもつてしましては、地域住民の利益に反することになり、地方公営企業の当面する深刻な危機打開は不可能であろうと考えるからであります。

まず第一番目といたしまして、今日の地方公営企業の経営の悪化を招いた原因について論及をしてみたいと思ひます。

地方公営企業の財政破綻が拡大深化をいたしまして、現在情勢が緊迫していますことについてはあらためて申すまでもありません。また、自治省におかれましては、事態の重要さを意識され、三十九年七月、自治大臣の諮問機関といたしまして地方公営企業制度調査会を発足させ、昨年十月十二日、その財政の再建につきまして、料金の適正化と経営合理化の二点を骨子とする答申を出されました。その内容は高料金と低賃金とでも申しますが、当面する財政危機をどういった中で乗り切ろうとするものであり、政策の民主的な革新を要請する態度にきわめて弱く、法律の糊塗的な改悪で危機の拡大再生産を助長させるような対策しか出ていないということが一貫した欠陥だといえると思ひます。今般の政府提出法案も、その答申を基礎に立案されている限りにおきまして、その欠陥を露呈していると言わざるを得ません。私も、地方公営企業の財政赤字が単に料金が安いとか賃金が高いからだとかいう、ただ単に経営方策

の欠陥といわれるがごとき事情によるものと認めることはできません。なぜなら、かりに料金を上げ、たとえ賃金を低めても、決して解決するような性質の財政窮乏ではないからであります。

一方では、事業数が急増いたし、業務量も顯著にふくらんでまいりましたが、ところが他方では、経営がますます窮乏し、赤字が累増しているのであります。このうらはな事実の間にこそ、現実の趨勢に迫いつけぬ経営政策のギャップと財政制度のからくりが深く横たわっているのだと見なければなりません。

それではそれは一体何であるか、まず独算制度の強制という経営原則の誤りが一つ、第二に、政府の財政金融、都市計画、経済政策などにわたる政策上の欠陥の問題、少なくともこの二点が原因となつて危機が深化したことを見るがすわけにはまいりません。

戦後の日本の産業は顯著に発展をいたしました。中でもこの十年來の増進にはまことに驚くべきものが見られました。特に池田内閣以來の高度成長政策は、工場の分散と集中、地域開発、新産業都市建設の推進という形で、産業基盤整備偏重のばく大な公共投資を強行し、独占資本に對する国家権力による強化育成政策が行なわれました。

その結果、膨大な産業と人口の都市集中をもたらした、とりわけ京浜、名古屋、京阪神、北九州などの既成大都市圏への資本と労働の集中には目をみはるものがあります。それはすでに過密都市の弊害として指摘されていることに象徴されています。

このような政府の政策によつて、都市における水需要人口増、需要区域の拡大、用水量の増大などをもたらした結果、生活用水の水源と給水施設の確保が緊急かつ重大な問題となつてきたのであります。しかしながら、このように現段階で直面している水需要の増大につきまして、政府は期待できる何らの有効な解決策を講じようとしておりません。もっぱら財政力の貧弱な各地方自治体ないしは一公営水道企業にその責任を転嫁し

てきたのであります。このため各自治体は怒涛のように押し寄せてくる水需要にこたえるため、乏しい財政力を顧みないともなく、巨額の建設、改良資金を借入金によつてまかなねばならぬ羽目に追い込まれたのが偽りのない実態であります。水道事業における昭和三十年度の拡張工事費百五十九億円であつたものが、九年後の昭和三十九年度一千二百二十一億円と、七・七倍も増大したこの一事をもつてしても、いかに地方自治体や水道企業に對するしわ寄せが急激なものであつたかが明らかであります。

赤字の原因について、さらに実証的に述べてみたいと思ひます。

水道事業は、法の全部適用も一部適用も、強制も任意も全部合わせますと、法適用水道企業数は、二十八年度末には七十六しかなく、三十九年度末には四百七十九と、十一年間に六・三倍に膨張したわけで、特に目立ちますのは、条例適用の企業が三十七年度以降急増していることであります。これは政府、自治省の収支適合を強制する法適用化の行政指導が強化されたことを証明するものにはなかりません。

このように独算會計制度の採用を押しつけて、赤字がふえたとかあるいは赤字が減らないとか、危機の機運をあおつてくるのですから、たまたまのではありません。水道の収益事業化、企業會計化を強制する政策を強行されたからこそ、赤字の累増があつたといつても過言ではありません。まず第一の赤字原因がここにあります。それは三十九年度赤字十二億円であつたものが、三十九年度決算では十一・四倍の百三十七億三千万円と、赤字が累加されてきた点からもうなずかれることであります。

しかも注目すべきことは、給水人口規模によつて赤字の比重がかなり違うという点です。たとえば三十九年度の全企業の純損失七十九億五千万円の七割以上が、東京と京都と大阪の三つの大都市水道だけによるものであります。しかも給水人口十五万以上の水道企業が四十三あるうち、十四が

十億四千万円の欠損金を出しておるのであります。結局、年度欠損金の八割三分以上がこれら大規模水道企業体だけにによるものであるということになっております。これは一体何を意味するものでしょうか。産業と人口の集中による需要増大に對應して、建設投資が短期集中的に巨額に膨張したからにはなかりません。これが第二の赤字原因だと言へます。

そしてそれは水道企業の元利償還の推移を見れば、一そう明らかになります。料金収入に對する元利償還負担の割合は、三十五年度二三・八%だったのに、四年後の三十九年度にはついに三五・七%と、金額では三倍以上になり、その後も好転のきざしどころか悪化の様相を深めております。すなわち、三十九年度起債額九百五十億が四十年で千六百五億と二・六%増額したのに對して、それそれから同年度の償還負担を差し引いたいわゆる實際に使える実質起債額は、三十九年度六百三十億、四十年で七百四十億と、一七・四%と大幅に鈍化していることからもうなずかれるところでありま。

さらにそれは次の点からも明らかにあります。三十五年度を基準にいたしまして三十九年度の現況を見ますと、職員数は一・三倍弱、給水量は一・五倍弱なのに對しまして、料金収入は一・八倍強、有形固定資産は二・一倍強となり、決算規模が二・三倍近くで、建設投資が二・五倍近くに膨張しており、企業債が三倍強になつてゐるのです。職員給与費は二・二倍弱しか伸びておりません。

今日水道事業に働く労働者の全国平均年齢三十九歳、平均勤続年数九年、扶養家族数三人、七大都市の平均基準賃金は三万八千円強でございます。中小都市におきましては三万二千円強であります。これだけの賃金で三人強の扶養家族をかかえ、政府は、今日の天井知らずにはね上がつてゐる物価騰貴の世の中で、また他の産業労働者と比較してみても、一体私どもの賃金は高過ぎるかどうかと言ふのでしょうか。企業合理化の美名による

私も労働者に対するしわ寄せにはどうしても反対せざるを得ません。

すでに申し述べましたように、水道事業における建設投資が急激に増加して行っていますが、それはばく大な利子負担をもたらす企業債のみ具体化ができたものでありまして、料金収入がそれほど伸びないのに決算規模が膨張したのもそのためであります。その重圧が人をふやさず、水をふやさず、労働者と住民からの収奪を徹底するという政策となつてあらわれてきたわけであります。料金収入があまり伸びないのは、幾ら料金を上げても給水量がふえないからであります。ここには歴代保守政府の水道政策が露骨に示されております。この政策こそ赤字財政の根因、財政破綻の真因だと言わざるを得ません。

以上要約いたしますれば、この十年間にわたつて進められてきた政府の高度成長政策の結果、短期間に事業の拡大、業務の膨張を余儀なくせられ、しかも政府が、政府の責任における何らの見べき財政援助を行わず、一地方自治体、一水道企業にのみ集中して巨額な投資を行なわせしめたところに、今日の財政危機を招いたという原因があるということになります。言いかえれば、独算制度を死守し、また借金政策に依存した水道政策のあり方が最大の原因となつて現在の窮状を招いたのだということになります。たとえば、水道企業の自己資本構成比率が三十九年度は三二・七％であつたのに、十年後の三十九年度には三二・七％に下落している一事をもつても、今日の危機は容易に回避できるものではなかつたことがわかります。だからこそ私どもは、独算制を強化し、

したがって借金政策を一そう強制的にすることになるであらう今般の政府改正案では、水道事業を破局に追い込む危険をはらんでいるものとして反対せざるを得ないのであります。私どもは、原則として、政府の政策による都市の構造変動などに基因する需要増大にかかわる建設投資の財源は、国家の責任において資金を調達すべきであると主張します。

次に、地方公営水道の存在意義並びに公共性と経済性の問題について若干の意見を述べてみたいと思ひます。

地方公営事業としての水道企業の存在理由は、何よりもまず行政的性格上の特質にあるわけでありまして、それは主として次の三つの点にあると言ひます。まず第一は、地域的な固定性を持つ資本投下であることと、地域的な特殊性を持つ事業経営であるという特質が、そのまま地域的独占を許容し、民主的統制を要請することであります。にもかかわらず、民間資本の回避を公共投資でカバーすることによって、住民の利便、福祉の向上を達成していくことが、住民自治による地方公共団体の任務として最適であること、これが地方公営たる第二の理由を構成いたします。第三は、水道のように、地域経済の総合的な発展や、都市開発の一元的な計画に深く結びつく部門の事業は、地域住民のコントロールのきく制度と機関を保障された地方公共団体の経営のもとに置くことが最良であるということであります。

以上のことが公共性の意義、内容を構成するものでありまして、この論理との連関でのみ経済性の意味が問題になるということであります。したがつて、公共性が主であり、経済性はあくまで従でなければなりません。これまでの政府の政策は、経済性の内容を独算性だという論拠をもつて地方公営企業の論理としてまいりました。そしてこのよう論理で収支適合という無理な注文を地方行政の公共部門に浸透させようとしてきたところ今日この事態を招来いたしました最大の原因があつたことについては、すでに述べたとおりであります。

私どもが主張する水道企業における経済性は、第一に、独占の収奪から国民の利益を守ることを目的としたものであり、第二に、地域住民に対して最小の負担で最良のサービスを保障するために、能率的な経営を行なうことを目的としたものであるとあります。経済性をこのような立場でとらえるならば、公共性と両立し、調和するものとなるであ

ましよう。すなわち、公共性を第一の原則、経済性を第二の原則という位置関係であります。地方公営水道企業の経営原則については、一般的な公益事業概念論や、経済的な機能特質論で律することの誤りであり、住民の生活維持の最低要件としての必要のほかに、保健、衛生、防火の上でも必需の水道は、経営的性格よりも行政的性格の濃厚な意義と目的が優先されなければならないからであります。だからこそ私ども全水道は、政府に対して現行独算性の廃止を強く要求して、国庫補助制度の確立、一般会計からの出資、負担、また長期低利の起債政策などの実質的、具体的提案を強調してやまない次第であります。

次に、国庫補助制度について上水道と工業用水道の比較について申し述べたいと思ひます。

かつて水道普及の目的で国庫補助の制度がございまして、かかるに、独算制のため導入されて、これが打ち切られたままになつております。ところが、簡易水道と工業用水道には国庫補助がなされておりますので、上水道だけ補助しないという理由がすでになくなつていながらもかかわらず、今般の政府改正案におきましても依然としてこの矛盾は解消されておきません。三十九年度決算によれば、上水道に対する国庫補助は九億八千六百三十六万円で、給水人口四千六百七十九万人でありますから、一人当たりの補助年額はわずかに二十一円でありまして、これを七大都市だけにしてみると、ただの三十八銭に満たぬ額になつてしまつてあります。ところが工業用水道となると、給水会社数千百十三社に対し五十八億四千三百四十一万円で、一社当たりの補助年額は五百二十五万円の多額にのぼつております。この違いは一体何を意味するものでありましようか。国民の生活用水の確保を重視し、資本の利潤追求の用水を重視、保護する政府の政策がよくあらわれております。また、先般水道事業に対する電気税が撤回をされましたのかかわらず、より公共的性格の強い公共下水水道事業に対しては、依然として課税され続けている等の政府におきまします上、下の水

政策に対する誤りについても、この機会に強調せざるを得ないのであります。利潤をあげている民間企業の使用する用水には多額の国庫補助を行ない、物価高に苦しむ国民の生活用水には補助の道を開こうとしない政府案に対し、私どもは重ねて反対の意見を表明するものであります。そして、かつて簡易水道に国庫補助の道を開いたことにより、急速にその普及率が伸びたことから明らかになつて、上水道にも同じ道を講ずることがわが国における水道事業の発展が一段と促進されることになるのであります。

最後に私は、私ども全水道の水道事業の政策方針にのっとり、今般の政府並びに社会党提出の改正法案の両方を比較検討させていただきまして、が、水道事業の公共性を重視する立場で改正に臨んでおられる社会党提出案によつてこそ初めて現下の公営企業、なにかずく水道事業の経営の危機を真に打開し、長期安定的な企業経営を可能ならしめ、地域住民の福祉増進につながるものとなるであろうことを明らかにいたしまして、私の意見を終わりたいと思ひます。

○岡崎委員長 以上で参考人の方々からの御意見の開陳は終わりました。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。なお、萩田参考人は所用がありますので、初めに萩田参考人に対し質疑をお願いいたします。奥野誠亮君。

○奥野委員 二点について萩田さんにお伺いをしておきたいと思ひます。

今度の調査会の答申の重要な部分として、負担区分を明確にするという点があるわけでございます。公営企業に要する経費のうちで、一般会計等で負担すべき部分と、企業会計で負担すべき部分とを明確に区分けをする、そして企業会計に所属する負担分については自まかないでやりなさい、そういう意味の独立採算ということとは、もつとはつきりさせていかなければならないのだとい

う精神だと思ふのであります。ところが独立採算というところを、そうではなしに、何でもかんでも企業会計で負担させるのだというように誤って世間で非難をして、今度の法律に対して反対意見が述べられて、面がかなり多いように私思ふのでございます。きょうの参考人の意見を伺つておりまして、特に中井さんの意見の中ではそういう部分があったように私は思われたわけでございます。この企業会計で負担すべき部分、これが料金にそのまま反映されていかなければならぬ、こう考えておるわけでございます。その場合に、一体単年度主義で収支がとれるようにするのか、そうでなくて長期的に考えていってよろしいのか、ここに一つ問題があると思ふのであります。一船会計の場合には単年度、単年度で収支が立つていくということではなければならぬ、これが一応基本的な原則だと思ふのであります。私個人は、公営企業に關しては、たとえ現在の人口をたてまゝにすればそれほどの規模の水道が必要でなくても、将来を考へてかなり大きな配水管等を使つていく、そうしますと、最初の場合にはバランスがとれないことになりまして、そういうことをしないで、もつと長期的に考へてバランスのとれるような料金をきめていいのじゃないか。そうしますと初年度、次年度は赤字になるというやうなことも考へられるわけでございます。あるいはまた国の料金政策に協力をして、さしあたりは料金の値上げをしない、しかし将来はもろろん料金会計に取り組むのだ、時期的にそれをずらすのだという問題もあるわけでございまして、長期的にバランスをとっていく、バランスはとっていくなければならない、こういうことだろふと思ふのでございます。この点をひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。

もう一つは、職員の給与をどうしてきめるのか。今度の政府案の中で、経営の状況も考慮するのだということばが入っているわけでござい

ように私伺つてゐるわけでございます。従来は政府の指導方針が、一般会計の職員でありまして、あるいはまた企業会計の職員でありまして、国家公務員並みということを強調してきたやうに承知してゐるのでございます。私はやはり企業会計の職員について、職種のいかんも問はずに国家公務員並みを強調したことに若干問題があったのじゃないか、かように感じておるわけでございまして、そういう意味では今度の政府案はかなり前進している、こういうふうに思つておるものでございまして。そこで経営の状況も考慮するということ、おそろく調査会でも十分な論議があったと思ふのであります、いい場合にはプラスして差しつかえないのだ、こう理解したいのであります。経営がいい場合には、それはやはり職員も相當な努力を尽くしてゐることもございまして、当然プラスされてしかるべきだ、こう理解したいと思ふのでございますが、その点についての御見解を伺つておきたいと思ひます。

○荻田参考人 二点お尋ねがございましたが、お答えいたします。

第一の、独立採算制ということ非常に強調しておりますのは、おっしゃるとおり負担区分をはっきりした上、企業会計負担分については独立採算制をとるということ、それから第二に、その計算といふのはあくまで企業会計方式によつて行なう、したがつていま水道あたりに見られますやうに、現金主義でもつて、いわゆる起債の償還費等のものをもうその場で料金に繰り込んでいくといふやうな考へではなくて、やはり企業会計方式による経理を行なつた上での採算であります。それで第三番目に、非常に重要な点を御質問あつたのでございまして、したがつて、それは先ほど申した企業会計方式をとることによつてもおのずから出てくると思ふのであります、そういう面においてバランスをとる、採算をとるといふことでございまして、したがつて、ことに問題でございます新築的な都市あるいは開発の行なわ

れるやうなときにおきます、ことに工業用水あるいは水道あるいは地下鉄と申しますか、そういうやうな面につきまして、建設の当初においてとても採算がとれないといふことは当然でございまして、その分につきましてはあくまで別個の方途を講ずる、こういうことは答申にもうたつてあるはずでございます。

それから第二に給与の問題でございまして、これもおっしゃるとおりでございまして、われわれの申しますのは、一般的に公営企業の職員の待遇を悪くしろといふやうなことを、先ほど申し上げたやうに一言も申してないのであります、むしろ企業経営にふさわしいやうな給与体系にする。それが現在、いまもおっしゃいましたやうに、単に国家公務員に準ずるといふやうな形でもつて押えてゐることが適當でない。したがつて企業にふさわしいやうな体系、したがつてそこに企業の経営の状況といふものも入ってくる。したがつて、非常に悪いときにはあるいは満足といひますか十分なことではできないにしても、よいときによつては、つまり働く人たちの企業努力によつてこれが収益を得ますならばそれは大いにそちらにも返す、したがつて給与もよくなる、こういう面があつてしかるべきだと思ふのであります。以上二点、十分じゃなかつたかと思ひますが、お答えいたします。

○岡崎委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 荻田さん、所用で途中でお歸りになるやうでありますから、二、三の点についてまとめて御質問いたしますから、まとめてお答えをいただきたいと思ひます。

第一点は、昨年の十月十二日に本答申が調査会から出たわけでございまして、先ほどの参考人としての発言、公営企業がこまできたのは外的な要因と内的な要因があるのだ、こういうことでございまして、そのとおりだと思ふのであります、この調査会の答申を見ますと、その内的な要因について、ある部分は非常に詳細に指摘をし、そしてもっと指摘をしなければならぬ内的部分について

は不十分な形で答申が行なわれていると思ふのであります。特に公営企業といふのはやはり社会全体の中における問題でありますから、外的要因といふことについてはほとんど触れておられない、こう申しよろしいと思ふのであります、そういう点で私は、この調査会の答申といふのはかなり不均衡な、これではほんとうに困難な地方公営企業を立て直すわけにはいかぬ、こう思つておるのでありますけれども、この点についてひとつ荻田さんの御意見を聞きたいと思ふのであります。

それから第二点は、不完全でありますけれども、それなりに調査会は調査会らしい筋といふと少しなんです、ものを持った答申が行なわれているのでありますけれども、今度の政府案を見ますと、先ほど御指摘にありましたやうに、その調査会の指摘した点を要約に要約を重ねたといふのか、筋も骨も全くなつてしまつた、こういうふうに申してもよろしいと思ふのです。たとえば工業用水の例をとりますと、答申が全く無視されておる。あるいは先ほど仙台の市長さんがおっしゃつたやうに、許認可等、外的なものについては完全にシャットアウトしてしまつて、内部で努力する、その結果何かといふと、料金値上げが労働条件の切り下げに求める以外にない、こういうことになつておるわけでありますから、調査会としてこの政府案に対してどういふふうにながめてゐるのか、どういふふうに対応してゐるのか、この点をお尋ねしたいと思ふのであります。

第三点は、これに關連いたしまして、先ほど来参考人の御意見があらまが、構造的な赤字要因といふのを今日の地方公営企業は持つておるわけでありまして、外的、内的を含めまして、いろいろな意味の構造的赤字要因といふものを持つておるわけでありまして、一体政府案のこのやうな財政再建の措置、これを地方公営企業本法の中にまづめて、食い逃げでもされると困るのでしよう、とにかく本法と筋の違ひものを本法の中へ財政再建のものを入れてきたわけでありますけれども、この政府案で今後地方公営企業が採算制という形で立つてい

けると思うのかどうか。立っていけないとすれば、私もちょっと申し上げたのでありますが、どういうことになるのか、その御意見をひとつ伺っておきたいと思う。

それからもう一つは、萩田さん等が調査会でいろいろ検討をしておる過程に、厚生省のはうでいろいろ公害審議会というものをつくられた。公害審議会の中には水道部会というのがある。これが水道部の経営問題というのを中心にして検討をしておるのです。いまはまだ続いております。しかし、調査会がやっているとすにこれは発足しておいた。これとどういう関係があるのか、これに対してどういう御意見をもちなにか。たぶん御存じでしょう。

以上四点ばかりをお尋ねしたいと思うのです。

○荻田参考人 お答え申し上げます。

○荻田参考人 お答え申し上げます。

第一番目に御質問になりました外的要因をどう考えているかということでございますが、これはおっしゃるとおり、現在の公営企業がいろいろ問題が出ておりますのは、単に企業内部だけじゃなくて、ほかの諸条件に問題があるということとは先ほども申し上げたとおりでございます。ところがわれわれの調査会といたしましては、あくまで公営企業の調査会でございますから、公営企業自体に関するものだけでなければ責務としておかしいと思います。したがって、それを主体に書いてありまして、しかもそのことは、外的要因が先ほども申し上げたようにいかにあろうとも、最小限度の程度はやらなければいけないという内容でございます。そこで調査会の答申においても最後にその点は強調いたしまして、ただいま申し上げましたように、調査会本来のことではございませんから、その点については最後に、「地方に対する国の行政の刷新が必要であることを附言したい。このことは、たとえば、人口の過度集中、交通の過密化、住宅の無計画な建設など」云々、こういうことについて政府も大いにやらなければならぬということとはちゃんと書いておりますけれども、われわれの調査会の本体ではございませ

んから、それについて多くを触れるのは適当ではないということ、最後に強調するにとどめた次第でございます。

第三番目に、この答申が政府案においてどれだけ実現されたかというところでございます。われわれあくまで諮問委員会でございますので、要するに最善の答申を書くということが職責でございます。それから先は政府あるいは国会のお仕事だと思っております。したがって、それについてとかくわれわれ申し上げる限りではございませんせんが、批評をしろということでございますれば、いまま御指摘のありましたように、特に二点におい

て私は濡れておるところがあるのじゃないかと思
います。全体としては大体答申の線に沿っている
ことは申すまでもございませうが、その二点と申
しますのは、やはり工業用水道の問題が答申の線
とは非常に離れて不明確になっておるといふこと
であります。第二点は、交通事業に対する、むし
ろ運輸行政と申しますか、公営企業に対する対
策、その点についての十分な措置がとられていな
い、あるいはこれは単に地方公営企業法の問題で
はなく、運輸行政全般の問題に関係するから、
ここでは触れておらないで、別に御対策があり
になるかとは思いますが、私の特に気のつきまし
うのはその二点でございます。

なお、もう一点つけ加えれば、再建に対する国の援助、これも先ほど強調いたしましたように、国の特に物価政策によって地方の公営企業に赤字を出したような面に対する政府の責任を果たすという面において、きわめて不十分なような感じがしております。

それから第三番目に、再建についてこれはいく
かどうかということでありますが、私はいま申し
ましたように、なお政府の対策が不十分でござい
ますから、あるいはこれによつては十分なこと
が、完全な再建とまでいえないかもしれませんけ
れども、おおむねこれによつてできるのではない
かと思ひます。

それからなおこれについて一言付言いたします

れば、再建については、先ほど申すように十分ではありませんけれども、政府の相当の援助がある。政府の援助があるということは、結局国民全体の納めた税金によってその地方団体が救われるるということになる。したがって、国民全体、税金を納めた納税者に対する責務として、政府がその地方団体に對してある程度の関与をするることは当然のことだと思つております。したがって、それが行き過ぎ、自治干渉ということにならぬ限りは、私は政府が援助する以上は国民のかわりに監督するというのは当然のことだと思ひます。

それから第四点の公害対策委員会のことでありますが、これは私全然承知しませんし、そのとき調査会に対して政府側からも何も発言がございませんでしたので、私は全然存じませんので、遺憾ながらお答えできません。

○岡崎委員長 泊谷裕夫君。

○泊谷委員 調査会の運営は終わりになったというので、一つだけお尋ねしておきたいのですが、いまのお話によりますと、公営企業といえども採算ベースを度外視して考えるわけにいかぬ。利潤を求める行為ではないけれども、つじつまを合わせるべきだ、こういう説のようにお伺いをしたのでありますけれども、かりにその説に乗ったとしますと、いま東京都の副知事も指摘をしておりますが、東京都内の交通一元化などは調査会として実際の問題として考えたものであろうか。すでに昭和三十五年に交通の総合政策というものが答申されております問題については手がつけられておらず、投げげておる。いま副知事が指摘したように、東京都の都営交通というものは山手線以内、これは往年と違ひまして利用度が減つておる。団地はかつてに民営の東急だ、京王だというものが宅地を造成していつて、ポールを立てて、そうして住宅を二軒ぐらい建てて、土地の値段をつり上げていくから、それはそれで採算が合います。う。私鉄経営は全部みずからの交通事業以外の他収入でそろばんを合わしているわけですが、あな

たの説のとおり、かりに料金を値上げした。電車に客が乗らない、どうしてそのつじつまを合わせるというように調査会でお考えになっているのか。この私の端的な疑問にお答えをいただきたいと思うのです。

○**荻田参考人** 東京都の電車のことを具体的に例をあげておられますけれども、この路面電車につきましては、調査会としては、終局の形においては廃止して、地下鉄なりあるいはその他の近代的な交通機関にとってかわるべきものだと考えております。したがいまして、おそらくこの料金を、おっしゃいますとおり、だれも人が乗らないくらいに上げない限りは、理論的には数字が合わないような状態だろうと思います。したがいまして、そういうものもはう時代おくれであるから廃止して、むしろ近代的な交通機関にかえるというのが答申の内容であつたと思っております。

○泊谷委員　私は、答申はずっと読ましてもらったのですが、いまお話しのようなことは書いてありませんね。ずいぶん長い条文がありますが、末尾のほうに三行ほど、あなたの言われるようなことが抽象的なことばで書かれておるのですけれども、だとすれば、地下鉄に移行する場合、あなたの方のつくられた答申と政府の關係はどういうことになりますか。政府が具体的に地下鉄を掘る場合、キロ三億円なら三億円に対して、元利償還で下積みになっているのは事実ですね。動きがつかないのは事実でしょう。地下鉄は地下鉄で呼吸ができるような措置というものが出されない限り、あなたの説はお通夜に業をもらうようなわけなんです。ですから、それはそれなりに、こうすることによって地下鉄に移行しなさい、その前段の議論はない。路面交通、都営バスは、この道路許容量の少ないところで、急増する車両によって全然走れない。青山一丁目などは、建設省の調べでも、交通量二という数字は白山走行が困難になったことを示す数字であるが、指数が昭和三十七年で九・三となっている。そうなれば電車自体も動けるものでもないし、都営のバスも動けるものでも

ない。それについても打開策については触れられない。資金の問題については、具体的に政府にけたを預ける措置をとってないといふれば、あなたの学説は学説としていただいても、調査会の説はいただいても、それはほんとうにお通夜に業を授けてもらったような話で、すつとこないのですか、どんなものですか。

○萩田参考人 私、と申しますよりも調査会においては、それに対して正面から答えているわけがございまして、四五ページにおきまして、路面電車については廃止する云々については、当該道路管理者において負担するのが適当だ、あるいはその他からの代替交通機関の整備については、その独立採算制が差しあたり無理であろうから、その間生ずる赤字については地方団体の一般会計において負担することもやむを得ないとか、あるいは地下鉄につきましては、きわめて強調して、特にある意味においては答申中の大きな項目だと思ひますけれども、「地下鉄事業の公共性にかんがみ、建設費そのものをすべて企業に負担させることに本来問題があると思われる。地下鉄事業は大都市における都市改良事業にはかならないのであるから、地下構築物については、道路等公共施設に対する国庫負担制度を勘案のうえに建設費について負担する制度を確立する必要がある。」こういうふうに明瞭に書いてあるのでございまして。

そこで先ほどから申したように、こういうことで二点だけ申し上げましたけれども、これが実現されてない一番大きな点だということもはっきり申し上げたのであります。

○泊谷委員 これでおしまいでありますが、いまの説明からいいますと、私も提出している都市鉄道整備促進法案と、大体大要似た考えをお持ちだというふうに理解をしたのですが、よろしいですか。

○萩田参考人 いまの路面電車、地下鉄等都市の交通問題については、そのとおりだと思います。

○岡崎委員長 門司亮君。

○門司委員 ちょっと私、萩田参考人に一つだけ

聞いておきたいと思ひます。

それは答申と法律との関係ですが、答申にはなるほど相違点も書いてありますし、それから企業のある方等についても書いてある。同時に、法律も一本になって出てきております。私も、本来これは異質のものだと考えているのです。一方は恒久的な法律でなければならぬ性格を持っている。いまの赤字をどうするかというところは臨時立法でいいのじゃないか。それを二つに分けたほうが案の審議に対しては非常に都合がいいのじゃないかという考えを持っています。その辺のところを、あなたの方のほうから見た法のていさといふのはどういふ考えがおりますか。私は、法のていさいは非常にまずいと思つて見ているのです。

○萩田参考人 われわれ調査会におきましては、この内容の具体的な実態についての議論をしましたので、法形式までは、これは政府なり国会のおやりになることで、私は別に考えておりません。しいて批評をしろとおっしゃるならば、今回こういうことが機縁になってこの大改正が行なわれるのでありますから、一絡の法律であつても差しつかえないように思われますが、その辺のところは私にはわかりません。

○門司委員 じょうずに逃げられるのですが、萩田参考人はかつての自治省の次官であります。政府委員であつたことは間違いない。どう考えても、私も審議する場合に、非常に迷惑です。実際には、五年ならば五年で解消するといふようなこと、いわゆる時限法に等しいものと恒久法と一緒にして審議するといふことは、法律の取り扱いとしては非常に迷惑しているのです。この辺は、いまのような逃げようなことでなくて、審議会のたてまえとしては、これはやはり二つにして、画然としたものにしてやつたほうがやりいひのではないか。

それから、われわれの取り扱いにしても、ほんとうに地方自治体が困っている、再建築をどうするかといふことについては、やはり真剣にこれを見て、これを解消することに努力しなければなら

ない。しかし、恒久法については、やはりある程度慎重に考えて法案の審議をしても差しつかえないのじゃないか。この二つの問題が一つになり、われわれは取り扱ひ上実際は困っている。片方はかなり急を要するものであり、一方はじっくり考えてもよい気持があるのですから、ひとつもう一べん、調査会としてどうだといふことはどうかと思ひますけれども、率直な意見を聞かしておいていただきたいのです。

○萩田参考人 せっかくのお尋ねでございまして、調査会におきまして、その法形式のことまで議論いたしませんでしたので、それから先は私の議論になるわけでありまして、ただ、調査会としての気持ちは、現在赤字で非常に困っている、当面どうにかしなければいけない、こういうことがもちろんあつたのであります。それ以外に、先ほど私が冒頭にお答えいたしましたように、地方公営企業制度そのものが古くさくなつていゝから、これを立て直さなければならぬ、こういう面と、二つあつたのであります。その関連性として、根本的な改正をするのに、いまの赤字をどうにかしなければならぬこともいかにないのじゃないかといふようなこと、逆にまた、当面の赤字を解消するには単にたな上げだけやつてもしょうがないので、根本的にメスを入れなければならぬ、そういうことで、両者があくまで関連しておりますので、あくまで関連した一つの答申として出したのであります。したがって、法案としても、形式上二つにするのがいいのかどうかはわかりません。御一緒に考えていただくのがいいのだらうと思ひます。

○岡崎委員長 野間千代三君。

○野間委員 時間のないところを悪いのですが、萩田さんにお伺ひしたいのですが、私は、水道といふものは国民生活というか、人間にどうしてもなければならぬものだと思ふ。これは当然なことだ。いわば空気と同じようなものです。したがって、水道事業といふものは当然基本的には国の責任でやるべきである。ただ、自治体の、實際

の市民に対するサービスとしての政治上の機構としてあるのですから、地方自治体が経営するのは当然だと思ふ。ただ、その料金が、独立採算制を基本にして、原価をもとにして料金をきめていく、そうして独立採算制を立てていくという方向で水道事業を考へることは、水といふものが人間生活なり社会生活なり、そういうものに持つていゝる基本的なあり方からすると非常に問題じゃないかといふふうに思ふ。ですから、交通であるとか、他の問題はまたあらためて議論するにしても、水道といふものに限つた場合、つまり水の問題に限つた場合には、料金の問題を、原価を基準にして算出をするとかいふことではなくて、できるだけ国民生活を基本にして料金を考へていくといふことに基本を置くべきだ。したがって、独立採算を基本にして考へるような企業態度といふものはいけないのじゃないかといふふうに思ふのです。そういうふうな性格が水道にはあると思ふのですが、そういう面についてはどうお考へになりますか。

○萩田参考人 いまお述べになりました御意見、確かにこの調査会においても一部の委員から、水道だけは別問題じゃないかといふ議論が出ました。しかし多数説と申しますか、私自身もそうです。むしろ多数説と言わずに私の意見を率直に申し述べさせていただきますけれども、これは、やはり現在の状態においては独立採算制によるべきじゃないか。将来、社会の一切のものが非常に進歩して、ほんとうにもうただでも飲めるような時代になる、片一方、公営経済も非常に案になる、そういう時代がくれば別でありましてけれども、現在の段階においてはやはり独立採算制でいいじゃないか、しかもその料金は、原則として高いものではないと思ひます。私うものは一銭でも安く、もらうものは一銭でも高くといふのが人情かもしれせんけれども、しかし、それは具体的に考へれば電気料金、ガス料金に比べまして高いものでもない、しかも一番大事なものであるといふようなことで、私は原則とし

て先ほど申しましたように、別にこれに対して地方の一般会計あるいは国庫の一般会計の補助金というふうなものは要らないと思ひます。そうしませんと、逆に、全国必ずしも水道があるわけじゃないので、水道のないところにおいては井戸を掘るわけです。あるいはそこにポンプを入れて電気代も払う。あるいはそこまではない人は、それこそ主婦が水をかついで過重労働をやっている、こういうところと均衡が合わないようになって困る。同じ国税で納めたものを、かえってそういう便利なところにつぎ込んで、そういう不便なところはほうっておくことになるので、私は現在の状態では適當ではないと思ひます。したがって、先ほどお断わりいたしましたように、もうぎりぎり一ぱいでもうしても水がない、不衛生であつてどうにもならない、したがって、幾ら金がかかっても水道をつくらなければならぬという特殊な地帯においては国庫補助金を出す、これが憲法の第二十五条ですが、國民は健康で文化的な最低限度の生活を営むということになる。これはあくまで國としてめんどうを見なければならぬ、私はこのように考えております。

○野間委員 最後のほうはやや感ずるのですが、最初のほうの現在の情勢ですね。つまり、地方公営企業の水道部門が非常に赤字で苦しんでおる。したがって、答申にしてもあるいは政府のほうにしても、その赤字を克服するために独立採算を強化しないさい、こういう方向です。こういう考え方は、つまり水の持つてゐる特性というものを度外視して企業の独立だけを考へる、つまり財政だけを考へてゐるということになると思ひます。そういう意味で、いまの時勢であるからこそ、こういう時期であるからこそ、もう少し公共性を基本にした水道行政を考へるということに置くべきじゃないかというふうに思ひます。

○萩田参考人 先ほど申し上げましたように、具体的問題でございまして、私の認識では、現在水道料を収支が合う程度、それはいろいろ例外がございしますが、それはまあ別にいたしましたし

で、原則として採算の合う程度に上げてても差しつかえない。しかも、これをもしかりに国庫補助でも一般会計からの負担でもやりますことは、結局税の問題にかかってくる。税の問題につきましても、私は税政調査会に關係しておりますから、税をなるべく下げようという努力しております。ありますが、何もかも税に持ち込まれては、税を下げることはできなくなつてくる。結局水道料金というものは、水道全体に要する経費を税の形で負担するの、いい使用料の形で負担するの、いいかという問題、択一的な問題。そうなりますと、私は現在の段階においては、やはり水道料のようなものは、米でも自分で金を出して払わなければならぬ時代でございまして、やはりそれは料金として払ったほうが負担の公平を期するゆえんだと思ひます。

○野間委員 私は水道をただにしると思ひます。ではない。料金がある程度徴収するのはやむを得ない。ただその料金の取り方が、独立採算制という企業形態を基本にして料金をはじいてくるというところの問題がある、そう言つてゐる。それで今同赤字問題から、その独立採算制を強化するために労働条件であるとか労働組合の問題であるとか、その財政のあり方、そういう方面にまで政治を加えて料金問題を重視してゐるところに問題がある、こう言つてゐる。ただでやれと言つてゐるのではない。

○萩田参考人 先ほど来お答え申し上げておりますように、そういうおっしゃるような諸条件を全部考へた上で独立採算で、原則として、例外はございまして、それは別問題であります。原則として独立採算制でやりたい、こう申しておるわけでありませう。

○岡崎委員長 島上善五郎君。

○島上委員 たいへん急いでいるようですから、私一点だけ伺つておきますが、萩田さんが会長をいたしました昭和三十八年十二月の公営交通事業財政調査会の意見書に「都市交通は電車、バス、地下鉄が一体として経営されることが最も望まし

いと考へられる。」云々という意見書を出された。それから、その次の昭和四十年十月の地方公営企業制度調査会の答申では、このことがさらに前進した形で答申されております。前のほうは略しますが、「東京都においては、その交通事情にかんがみ、少なくとも区部における交通事業については公的事業主体による一元的経営が可能となるよう、すみやかに東京都の交通事業と帝都高速交通営団の事業とを一元化する等各級の措置が強力に実施されることが必要である。」という答申がございまして、ところが今回の政府の法律改正は、こういうすみやかに必要だと答申されておる事柄をすっかりどこかへ忘れ去られた形になつておる。こういうことに対して、答申の起草に相当重要な役割りを果たされると思はれる萩田さんはどのようにお考へになるか、ちよつとお伺ひします。

○萩田参考人 これは先ほど申し上げましたように、答申で実現されていらない一番大きな点の二つの一つだといふくらいに申しました。私は非常に遺憾に思つております。ぜひこれはやつていただきたいと思ひますが、ただ善意をもって推測いたしますれば、今回はこの公営企業法だけの提案のようでございますから、これ以外に、これはおそれらく公営企業法の外におつておつけあふらうと期待しております。

○岡崎委員長 萩田参考人には長時間にわたり貴重な御意見を賜わり、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

○奥野委員 鈴木さんにお尋ねしたいと思ひますが、一つは都の水道料金とバス料金、戦前と比較して現在どういふ倍率になつてゐるのか、これをお教へいただきたいと思ひます。

もう一つは、財政再建債に關連して四十年年度末の赤字を基礎にするようにというお話、法律が非常におくれてきておりますから、いまになればあれだと思ひますが、同時に利子補給ももっと強化すべきだというお話もございまして、けつこうなことでと思ひますが、現在都が借り入れ金

に払つてゐる利子から考へると、六分五厘以上についで國が援助するといふのはナンセンスだ、こういうふうな話も聞いているわけでありませう。ついでには都の借り入れ金についての利子負担、長期の資金は別でございまして、短期のものについてどのような負担になつてゐるのかということをお教へ願つておきたい。

もう一つは、水道に限定してお尋ねしておいたほうが簡単だと思ひます。ございまして、料金改定の時期をどうきめておられるか、おそれらく給与改定とか減価償却費の増大とかいふことが料金改定の一番大きな原因になつてゐるだらう、かように考へるわけでございます。今度法的に料金算定の基礎がかなり明確になつてきておりますので、自然また料金のきめ方も比較的団体として、よりどころができたといふことになるのじゃないか、かように思ひます。いつも料金改定のときに大きな問題になるわけでありませうが、建設計画を議決するときに料金も議決できないものだらうか、こういう感じがするのであります。建設計画を議決するときに料金改定のむかひ、こういうほうが案外に思ひます。ただ建設の途上でございまして仮決定でもございまして、減価償却費の計算も的確には出ないと思ひます。で、従来繰り返されてきてゐる料金改定のときのいろいろな紛糾を見ていますと、建設に根ざしてゐる問題は建設計画をきめるときに解決できないものだらうかというふうに思ひます。で、ございまして、こういう問題についてお考へがあれば何つておきたいと思ひます。

なお、時間の關係から、島野さんに対する御質問も一緒にさせていただきます。水道事業に対する國庫補助制度を強調されておつたわけでございますが、簡易水道方式の一律的な國庫補助を求めておられるのではなからう、かように思ひます。でございますが、念のために確かめておきたいわけでございます。税金の形で國民に負担を求めると、料

金の形で国民に負担を求めるか、どっちにしても国民の負担には違いない。私見を差しはさんで恐縮ですが、やはりある程度利用がはつきりしているもので、どちらかといえますと地方よりも都市の利用が多い、同時にまた利用の程度が負担能力にもある程度比例している、いろいろのことを考えてまいりますと、一律国庫負担というのはいかぬか、かように私は考えておるわけでございます。特に料金が高地域については、それを下げる意味においても国が援助する、税金を使うというところはわかりませんが、一律に税金の金を使うというところは、税金の使い方として、もったいない使い方だ、むしろ逆にいいますと、都市と地方とか、あるいは負担能力に比例する水の利用とか、いろいろのことを考えてまいりますと、どうも納得しかねるという感じがいたすわけでございます。そこで、どういう意味で国庫補助制度を強調されたか伺っておきたい、かように思うわけでございます。

もう一つ、政府案について、たとえば今度は管理者の権限を政府案ではかなり強化しているわけでございますが、この点について具体的にどうお考えになつておられるのか、ちょっとお話を明確にできなかったのですけれども、项目的にいく簡単におっしゃっていただいたほうが時間的に都合がいいと思ひますが、明らかにしていただきたい、かように考えるわけでございます。

○鈴木参考人 お答えいたします。

最初のお尋ねの、バス料金が戦前に比べてどうなつておられるか、水道料金がどうなつておられるかという点でございますが、昭和八年をひとついたしますと、都バスの料金は一区間で比較いたしますと一八三・六になつております。それから水道のほうでございますが、これは値上げ前におきましては一五〇・五、値上げ後一八二・七、こういうことでございまして、たとえば鉄道などに比較いたしますと、これは二六三・八でございまして、電報が二四〇、これは今回の値上げ前の計算でございますが、入浴料が五六〇、理髪八九六、郵便はが

きが三三三、その他いろいろございしますが、こういうのに比較いたしますと、必ずしもそう高いというところは言えないのではないかと、かように私も思つております。

それから利子の問題でございますが、都が現在金融機関から借り入れておられますのは、民間の金融機関と、それから郵政、大蔵、いわゆる政府の金融機関、たとえば交通局に限定して申しますとこの二つから借りておるのでございますが、利子は民間の銀行から借りておられますものは五歩六厘五毛七五、一銭五厘五毛、こういうのが短期の利子でございます。そういうものを合算しますと、全体では利子負担が年間いたしまして十一億六千万ぐらゐになるのではないかと、かように考えております。

第三番目の料金改定の時期の問題についてのお尋ねでございますが、料金の改定を建設計画をつくるときに同時にきめておいたかどうかというふうなお話でございます。これも確かに一つの考え方と存じますが、しかし現実には、たとえばダムをつくつて利根川から家庭まで水を持つてくるというところになりますと、相当長期のことになりますので、全体の財政計画のめどは一応立てますけれども、それを条例において具体的にその水が参ります場合の料金が幾らということまで確定的にきめてしまふことは、ちょっと現在の推算をもつていたしとすると困難を伴うのではないかと思ひます。ただ、都が昨年度水道料金の改定を計画いたしましたし、実施いたしましたわけでございますが、これは三年間の財政期間、一つの計画期間をとつて収支を算定したわけでございまして、その三年間にバランスがとれるような程度に料金の改定をしたい、こういう計画であつたのでございまして、先ほども秋田参考人のお話にございましたように、そういう意味では単年度のバランスということではなく、一定の財政計画期間におけるバランスをとるようにはいたしておるわけでござい

ます。○島野参考人 国庫補助率は一律かどうかという御質問でございますが、一律に補助してほしいというところは全国市長会の要望でもあり、また日本水道協会の要望でもあるので、その点を私は代表して申し上げたつもりでございます。しかし、東京の料金も改定されて何になるだろうかと、私はよく知りませんけれども、現在私どものほうでトン当たり平均三十二円何がし、これを五割値上げするといふことになれば、これは市民の負担に耐えられない非常に高いものになる、私はそう思うのであります。まず市長会、日本水道協会の要望はそれとして、その次、それができぬとならば、私どものような非常につらい立場にあるものについては特に考えていただきたい。私、仙台市の隣の塩釜市などは、もっと高い、トン当たり六十円ぐらゐの水を飲まざるを得ないというふうな事情にあることを申し添えます。

な、管理者の権限について、これは管理者の地位を強化することによつて、一体現在の地方公営企業がよくなるかどうかというところについては、少なくとも市長仲間は非常な疑問を持つておると思ひます。議会の事項にしたらどうかという最初の案があつたそうでございますが、そういうことになれば管理者はもう議員さんの鼻息ばかりうかがうというところか、あるいはそういうふうなことにならぬように、また、市長が任命する管理者であります以上、やはりすべての地方公営企業の事務について責任者は市長であると思ひます。そういうことで、従来は決定権というものは市長が持つておつて、市民から選ばれた市長が市民に責任を持つておつたところのところが、私はよくはないか。現在おそくあらかたの市の企業管理者というものは市長がほとんどに責任を持つて選んで、すぐ取つかえたり何かするといふことではなくて、ほんとうに打ち込んで仕事に携わつておるのであります。市長と相談しながらやつていふところ、その権限をやたらに強化するよりは、もう少しこの問題は慎重に検討を進めるべき

ではないかというのが、私のみではなく、仲間の市長たちほとんど全部の意見であると思ひます。○奥野委員 政府案はおっしゃるような点は直つておると思ひます。そのほかに、たとえば契約の問題あるいは物件の処分問題、そういったものについて議会の議決を相当部分についてはおしるわけであります。こういう点について御意見をお聞きしたいと思います。

○島野参考人 議会の議決をはずすと、こまかいことについて一々議会にかけぬでもいい、その点については私は反対はございません。○岡崎委員長 重盛寿治君。○重盛委員 鈴木さんによつてお伺いします。最初からおらなかつたので、たいへん失礼しました。今度の地方公営企業法の一部改正が政府から出されて、いままでの論議の中でかなり明確にはなりましたが、あなたがごらんになつた場合、こういう出し方ではたして——あなたの場合はかつては自治省においでになつたし、いろいろ経験を積まれておると思うのだが、このような地方公営企業法の一部改正という出し方が妥当な出し方であるかどうか。たとえば交通から水道から病院から下水道からガスから電気から、一切を一つの公営企業ということにきめて、当然公営企業ではあるが、これを一本の法律にして出してきた、この点についてどういふふうにお考えになるかというところが一つ。

それからもう一つは、いまのような公営企業、水道、交通のあり方等から考えるならば、先ほど来からかなり意見が出ておるうちに、当然財政再建の面と一般企業のあり方をどうするべきかというところは、二つの線にして法案を出すことが、私は法律家ではないが、正しいように考えるが、その点どういふふうにお考えであるか。もう一つ言うならば、審議会の答申にとらみ合せて、これが妥当なものであるとお考えとなるかどうか、こういう点、政府の者に質問するようないふ方が恐縮ですが、鈴木さんはかつてからそういうほうのベテランだから、その点まずお伺い

をしておきたいと思ひます。

○鈴木参考人 たいへんお答え申し上げにくい質問でございますが、この法案の提案のしかたについて、各事業で相当に性格が違うから、むしろ各事業の特殊性を生かしたようなつくり方にすべきではないかというような意味のお尋ねが第一点のようです。考えますが、これはひとつ考えようだと思っております。たとえば地方自治法という一つの法律で東京都から小さい市町村に至るまで一本に規定をしておる。東京などについては少し無理だというような点もないわけじゃないでしょうか。でも、地方自治の理念並びに地方自治という立場から企業を経営する場合の基本的な考え方、態度というものを立法化するという考え方も、いまの地方公営企業法が現行法としてできておるわけでございますから、その考え方をさらに改善をしていく、こういう立場で政府は立案をされたものと思うのでございます。ばらしてばらばらに書くという考え方もございましょうが、そうすると、これはむしろ電気事業とか、ガス事業とか、あるいは交通事業というように、各事業法規との関連がまたいろいろございまして、むしろ地方公営企業としては地方自治体の経営する企業という立場で一本で書くということが私はいいのではないかというふうに思うのです。ただその場合に、なるべく各事業に共通の書き方であればならぬのですけれども、できるだけ具体的に書いていただきたいというのが私の希望でございます。それから第二点の、財政再建の立法と地方公営企業制度の基本的な立法とを別々にすべきではないかという、先ほどの御質問の趣旨と同じ趣旨のお尋ねでございますが、これは私も荻田参考人の考え方が妥当であろうと存じます。

それから第三点の、今回の地方公営企業制度調査会の答申を政府案に取り入れておる取り入れ方方についての感想のようなお尋ねでございますが、この点は最初に実は公述に申し上げました点は、交通事業、水道事業等について、やはり一般会計と公営企業会計との間の関連を明確にするのが、

地方公營企業法の現在のたてまえとしては主でこ

さいますけれども、しかしそこに盛り込めないような問題が実は非常に重要な点であるということ、たとえば国に対してさらに地下鉄の問題、水源開発の問題等について特に負担区分を明確にするというような気持ちで、むしろこの際かような立法の際に一緒にはっきりしてもらえば最も適当である。また大都市の、ことに東京都のような場合の交通の行政の構造的な状況が大阪市などと比べましても基本的に違っておりますので、やはり大都市の事業主体というものを解決することが基本的には大都市、ことに東京の交通事業の再建のために私どもはぜひとも必要な要件である、こういうふうにしておるわけでございまして、そういうような点は答申の中に、本筋ではない問題ではございますが、若干触れておるわけでございます。今回の政府案に、これはいまの交通一元化の問題のための立法措置は別に法律の定めるところにより云々というような規定があるようでございますが、私はそれがやはり今回のせつかくの地方公営企業の改善の措置と、できれば同時並行してとっていただきたい問題である、こういうふうにご考えるわけでございまして、今後できるだけ早い時期に、この問題につきましても国の段階でお考えを願いたいと思うのでございます。

○重盛委員　私はこの法案は、法案審議の際に申し上げますけれども、こういう程度の法案の出し方であつては、抜本的に公営企業の立て直しもできないし、将来の運営も困難である。ただ政府が、答申も出た、何か出さなければならぬ、しかも赤字はどんどん累積されてくる、そういう際に、何か手を打たなければならぬということに打った事務的処置にすぎない。しかもきわめて微温的なものである。そうだとするならば、私は、これは島野さんにも中井さんにも聞いておきたいのだが、こういう程度のもをつくつても、——われわれは前からこういう主張をしておつた、公営企業法をやはり直さなければならぬ、これは古過ぎる、ただそれは単なる独立採算性というこ

とのみてこれを行つていってはいけない、むしろ独立採算性は打破していかなければならない、そして公共企業体としての本来の姿から、たとえ公共交通機関でいう場合、あるいは水道でいう場合、病院その他に送る、あるいは重要なところに送つておる水道の問題、あるいは不採算路線を走つたり、いろんな割引をしたり、そういう公共性を持つ仕事である限りにおいては、一般会計からも、あるいは同じ国民の税金だからということになる

かもしれないが、国庫補助の面からも出して、ほんとうの公共性を確立をしていくというのが基本でなければならぬ。もちろん別にそういうものを社会党は出しておりまするけれども、そういう面からいくと、私は今度のようなこういう程度の案を出したのでは、かえって困るのではないか。特に経済の再建の面と切り離しをして、六分五厘以上を政府が持つというのは、これは一体何になりますか。一体どれだけの潤いになりますか。それでどれだけの再建が一体できますか。これは水道の労働組合の面から見ても、あるいは交通、水道全般的な面から見ても、私は言うべくしてできない案が出ているんだ、こういうふうに考えますけれども、私の考えがいいか悪いかは別として、島野さんや中井さんが、いま鈴木さんにお尋ねしたように、一緒に出したことがいいか悪いかという面と、それからこれでいいか悪いになるのかどうか、こういう点、時間がありませんから、結論だけでけっこうですから、ぜひお聞かせを願いたいと思います。

○島野参考人 今度の政府提案の法案で再建ができるかどうかということになりますと、これはほかの参考人の話の中にもあったと思いますが、私も水道の管理者、それから交通管理者に聞いてみたというとおかしいのですが、再建団体になろうじやないかというようなことを話してみたのであります。しかし今度の法案では足しになりません。六分五厘以上の分について、一分五厘を限度として利子補給をする、しかもその再建債の償還期間はきわめて短い、これではどうも足しになら

ないというのであります。それで再建の問題はともかくといたしまして、実際この際に、私は先ほど申しましたように、せっかく二つの両方の法案が出ているという時期でありますから、先ほど申したことを繰り返すようでありますが、ひとつ社会党案の骨子を大幅に取り入れて、政府案を修正せられて、事は急を要するものであるから、これはぜひつくっていただきたいという考えを持つておるのであります。

なお奥野さんお帰りにりましたが、先ほどの御質問の中で、ちょっと私言い足りなかつた点は、一律に補助をするかどうか、これはあらかたのわれわれの団体の要望でもありますし、また一口に上下水道というのでありますが、下水道は雨水も流すから、これは水道とは違うじゃないかということでありますけれども、以前には水道の建設事業に対しても補助がなされておつた、いまはとだえておりますけれども、そういうこともあるので、少なくとも水道の料金に補助せよというのではなく、下水道建設には国の相当の補助をいただいてわれわれもやつておるのでありますして、水道建設は先ほどから申しますような膨大な先行投資になるのでありますから、これに対してはやはり国もこの辺で踏み切つて補助を出していただきたいというふうに考えます。

○中井參考人　まず法案の一本化の是非の問題ですが、これにつきましては私どもかねてからいろいろ議論をしておったところでございますけれども、きわめておかしい、こういうふうに思っておりますのであります。何となれば、簡単に申し上げまして、どうも政府の考えておるのは恒久法案のほう为本命でありまして、そのつけ馬として再建債のほうをくつつけた、こういう感じがしてならないのであります。何となれば、御承知のように恒久法案は文字どおり恒久法案の性格を持つておるのでございまして、再建につきましてきわめて当面の措置を中心に考えておるわけであります。これを一本化せよということとは、実は政府におきましては公営企業は独算制で収支がまかなえるのだ

といながらも、片一方では絶えず恒久的に赤字のめんどろを見ていかなくちゃならないんだというのを証言していることにはかならないと私は思います。したがってそういう論理自体の矛盾を政府自体もまず認めていたいて、この点はもう少しすすり、恒久法案は恒久法案、当面の対策は当面の対策、こういうことで分けていかれることが、今日の公営企業の危機を救う実態にマッチをするのではないか、こういうふうに思っております。

第二番目に、政府債の六分五厘の問題でございますが、六分五厘をこえるものは一分五厘の限度額であります、この程度は金額では今日の特に水道並びに交通における経営の赤字というものは解消できないし、むしろ焼け石に水であろうというふうに判断しておるところであります。そして御承知のように水道は他に代替品のないところの必需品でありますから、商品価格というものにきわめて弾力性が乏しいわけであります。ところが今日の事態を見ますと、先ほど仙台の市長のお話もありましたように、ほとんど三年おきごとぐらいに水道料金を上げるを得ないという実態になっておりますし、また東京都におきましては、おそろしく鈴木副知事の心境は、きょうからでも再び料金を上げたいというのが本意ではなからうかというふうに私は思っております。これは私が先ほど数字をいろいろあげてくる説明しましたように、そういう政府の政策によって構造的に生まれてきた原因があるわけでありますから、各都市においてもほとんど二、三年を経ずして料金値上げをしなければならなくなる。そうするとやがてその形が、水道料金というものが市民の負担に耐えられなくなる額に早晩なつてきてしまうのではないか、こういうふうな非常に憂えておるものであります。したがって、この起債の補給の問題ももちろんございまして、やはり国庫補助の道を大幅に開くということを基本にされる社会政策でぜひこのところはまとめていただきたい

ということを重ねて要望したいと思っております。

○重盛委員 どうもありがとうございます。地方公営企業の経費について、鈴木さんは、これは受益者負担である、たゞまゝとして、言い方としてはこれも当然ではないかというように私も考える。しかし、いまの地方公営企業の現状というものを掘り下げてみるとしますならば、あくまでこれは原則であらう、負担区分を明確にした上でと書いてあるので、ここにあなたの含みがあるうかと思ひます。たとえば私が先ほど指摘したような割引乗車の問題あるいは不採算路線を走らなければならぬ問題、水にしても交通にしても、ほんとうに公共的にあるいは政治的にやむなくやらなければならぬ部分もかなり大都市を中心としてはあるはずであります。そういうものは当然別な面でも考えるんだ、その他は独立採算制でいこうというお考えであるのかどうかという点が一点と、それから、過去においての政府政策あるいはいわゆる高度経済成長政策といううなことをいわれておりますが、そういう部分からくるしわ寄せといひますか、それから東京などというならば、六大都市は大体そうであります、戦後の政府の要請に依つての復旧期間、これは何もなくして軌道を復旧し、あるいは水道を復旧しやうてきた。特に軌道なんかの面で見れば、そうしてほとんど復旧した軌道が、今度はいつの間にか専用軌道ではなくてあらゆる車両が自由に通行できるような形態になり、しかもその負担は関係当局が持つておる。こういうあり方であつては、やはり独立採算制という中にも、政府の出すべき、政府政策からくる支出をすべきもの、それから一般会計から出すべきものなど、これらのいわゆる三本立てを見た上での独立採算制でなければならぬのじゃないか。完全受益者負担ということにはこの問題は私はならぬと考えますけれども、その点を一体どのようにお考えになつておるのか、まず一つお聞きをしておきたいと思ひます。

○鈴木参考人 いまの経費の負担区分並びに料金についての原則の問題でございますが、基本的な考え方はそう違わないと思うのですが、お話のございましたように、たとえば水道にいたしましては交通にいたしましては、私どもはやはりこの部分は国が財政負担をしてくれる、この部分は一般会計が持つべきであるということを確認にいたしまして、そのあとはやはりそれを引いたコストで総括の原価を出して、その原価のワタの中できばいていく、こういうのが原則として考えられるべきものではないかと私は思つておるでございます。たとえば学生の割引につきましても、義務教育の学生とそうでない学生などについて若干性格も違ふかと思ひますが、企業の採算を越えた学割りをもしその自治体としてやるということであるなら、これはやはり一般会計の負担であるべきであらうと思つておる。したがって、そういうことをやるかやらないかというところは、一般会計においてそういうことが可能であるかどうかといふことをやはり考えていかなければならぬのではないか。企業のほうで適当に減らしておいて、そしてあとは一般会計がしりやぬぐえ、こういう考え方も困ると思つてございまして、やはり公営企業としてはその辺の基本的な考え方を明確にしておく必要があると思つておる。地方団体の長といたしましては、そこに公共的配慮によつて特に割引引き料金を要求するんだというところであれば、それに対応する財政的な負担の問題も一般会計のほうで当然に考えていかなければならぬ、こゝう思つてございまして、国との関係においても、御指摘のように、私先ほど来いろいろ国に対して要請を申し上げましたようなことは、はっきりと国のほうでどこまで負担をするんだといううなことが、たとえば政令等において明確になれば一番望ましいわけでございます、そういうワタの中で独立採算というものはやはりはっきりとしていく、独立採算制をとつてもとらなくともいいんだ、うましくない場合は、これは公共性でやむを得ずやつてゐるんだといううな態度では、やはりうまいこと企業の運営というものはできないと思ひますので、ワタを明確にいたしまして、そ

のワタの中ではあくまでも企業の自主性というものを尊重し、同時に経済性というものも十分考慮してやつていくべきものであらうというふうに思つてございまして。

○重盛委員 質問者がだいたいおつて時間がないやうでありますから、また法案の内容に入つたときに、たいへん御苦労でも鈴木さんその他関係者にお出ましを願ふことにいたしておきたいと思ひますが、一つ聞いておきたいことは、やはりこの公営企業の主体は地方団体が持つていくんだ、この原則はよろしいわけですね。これはひとつメモしておいていただきたい。それが一つ。

それから、あとのほうの国の財政援助措置についてという中に、道路、交通緩和のために地下鉄建設に対する国庫補助、これはかなり国が補助していると私は思つておるのですが、どういふ点が足りないのか、それが一つ。

それから、あるいは多目的ダム等による水源開発事業等に対する国庫補助、これも水資源開発公団なんかをつくらうというふうにして、かなりな補助はしておるようになつてゐるが、さらにあなたの言う、ここであらわしてゐる意味は何をお求めになつておるのか。

それからもう一つは、国の物価政策に伴う地方公営企業に対する国の財政措置ということがありますが、これは一口に言えば、国鉄運賃も上がった、あらゆるものが上がった、そしてすべてが上げられたけれども、バス料金、電車料金は政府の政策上押えられておる。そうすると、そこに当然大きな赤字が生まれてくるのだが、そうしたものは当然政府が負担してくるべきではないかというのをいつておるのかどうか。その点ひとつこの際明確にしておいてもらいたいと思ひます。

それから四十年程度の赤字を含めること、私のほうも大体四十年程度の赤字がどのくらいになるという数字はわかつておりますが、それが九十億になるのか百億になるのか、その数字がわからなくなつたら明確にしたい。それから財政再建債の利子について、先ほど六

分五厘云々ということがありましたが、三分五厘にしてこれということもあつた。たとえばこの要望が果たされないものであるならば、このような法案は出してもらつても全くむだであるという、裏からいくとこんな言い方になるのではなからうかと思うのですが、その点に対するお考えはどうであるか。みんな一べんに聞いておきますが、お答え願ひたいと思います。

○鈴木参考人 最初の、公営企業の主体は地方自治体であるということを確認しておきたい。御質問の趣旨が、財政再建に關連して国の干渉があまり強くなつて自治体の自主性を失うようなことになつては困るが、お前どう考えるか、そういう御趣旨……。

○重盛委員 そうです。民間移行等のことも考えられるので、そういう両面を聞いておるのです。

○鈴木参考人 私は企業の自主性というものはあくまでも尊重してもらひたいと存じますが、ただ国が融資をいたします場合にござましては、融資に伴う若干の国の立場からする制限といひますか、これは不可避であらうと思ひます。これはそれぞれ具体的な問題をどの程度まで考えるかという問題であると思ひます。また、民間にこの企業を移譲することにつきましては、これは先ほどもちよつと申し上げましたが、私は反対でございます。ことに問題になりますのは交通だと思ひます。バス、都電それから地下鉄といふものは、私はそれぞれの自治体が三位一体で地上地下の交通事業を一元的に経営するというのが最も望ましい姿であると思ひます。そして、同時にこれは大都市構造の歴史、推移から申しまして、大都市にドーナツ現象と申しますか空洞化現象が起るのとは不可避でございますから、どうしてこの区域の交通は黒字経営といふことはなかなか困難でございます。そういうような場合に、これを民間企業において経営をするといふことは、かりに望みましても実際上引き受けるものはないのではないか。ことに地下鉄の建設といふ

ことを並行して考えてまいりますと、民間でこれを経営するといふことは私は相当むずかしいと思ひます。私は必ずしも適當とは思はないのでございます。水道事業につきましては、事業の性質上、これは当然地方団体が経営すべきものと思ひるのでございます。

それから第二のお尋ねの点でございますが、この地下鉄の建設につきましては、本年度政府の御努力によりまして、たしか八億余りの助成金が出るようになりまして、私が先ほど申し上げましたのは、やはり地下の道路というような感覚で、三分の二ぐらいの国の援助を地下鉄の穴ぐらの建設についてはいただきたい、こういうことを申し上げたわけでございます。

それから水資源開発の關係でございますが、水資源公団がいろいろ仕事をしてくだつておりますけれども、経費の負担は、東京都の上水道事業、工業用水道事業に關するものは全部東京都の負担でございます。したがつて、これはただ工事の実施機關が存在するといふだけで、負担は全部東京の水道にかかってくるわけでございます。したがつてダムのような非常に多額の経費を必要とする水資源開発事業につきましては、国のアロケーションをさらに合理化していただくとともに、国の補助金をお願いしたい、こういうふうに思ひるのでございます。

それから国の物価政策に伴う地方公営企業に対する国の財政措置と申しますのは、値上りの分を何か国が考へる、こういうことではございませんで、バス料金を東京都の場合三十六年に値上げの認可申請を出したのに、昨年になって初めてこれが認められた。その間三十数億のものが、入るであらうものが入らずにしまつた、こういうものについて、やはりそういう料金の抑制をするからには、初めからそれに対応する何らかの地方に対する財政負担のかからぬような措置を講じつゝやつていただきたい、こういうような趣旨のことを申したわけでございます。

ということでございますが、こまかい点は省きますと、交通關係では約二百三十億になります。地下鉄、都電、バス、おおむね合わせまして二百三十億程度です。それから水道は百三十億程度になると思つております。

それからその次のお尋ねは、再建債の利子の六分五厘をこえるものについて補給するといふことでは、今回の立法は役に立たぬではないかといふふうにか考へるかといふお話でございますが、先ほど来、現実に東京都が短期の借り入れをいたしております利子のことを申し上げましたが、これは今日の金融情勢がいれば投資する先がなくてだぶついておるので、コールといひますか、短期資金が比較的安いといふ一種の過渡的な金融情勢の結果の現象だと思ひます。いつまでもこの状態が続くとは思ひませんので、私はやはり六分五厘超といふことであつてもなきまざると思ひるのでございまして、またかような点を努力して、政府部内でなかなかむずかしい点をとにかくこまで持つてこられた政府關係者の努力は十分多量といひますが、さらに数歩前進していただきたいというのが私の考へでございます。

○重盛委員 最後にお聞きしておきますが、この法案がかりに通つたと仮定すると、この法案の内容からいへば、水道の労働組合の諸君、それから交通の諸君、この法案に適應する公営企業に従事する諸君には、一般地方のこれに準ずるものと見合つて給与等を支給していくのだといふことがいわれておるわけですね。そうだとすると、この事業は当分の間、いな私は永久にといつてもいいと思ひますが、公共性を持つ事業であるとするならば、永久に黒字にはならぬのだ。極言すればそれほどの状態にある。したがつて、利潤が出たら給与の改定をしよといふことにはなかなかならぬ。そのうす、御不満であるからといつて、たとえばこの間の私鉄のようにストライキをぶつて賃金の是正をせしめようといふこともできない。それは一方地方公務員という制度に拘束されておる。こういう事態になつたときに、労働組合の立場は一体

中井さん、どうなりますか。結論だけでけっこうです。それから鈴木さん、そういう場合、どういふ処置をしていくとお考へになつてゐるか、ひとつお答えを願ひたい。これで私の質問の最後にします。

○中井参考人 いまお尋ねのように、当分公営企業といふものはこの法案でやりましても好転しない、こういうふうにいわれるわけでありまして。したがひまして、従来から、経営成績がかりによかつた時期でも決してプラスのほうは一向に、幾ら要求しても考慮しないといふのが実情でありましたので、ここで経営成績がよい場合にはさらに一そうプラスをするんだといふ話がかかりにされましても、われわれの過去の運動の実績からいって、その信憑性はないといふことでございます。したがつて、どうしても実力に訴へてといふことになりまして、いゝゆる現行法のひずみに基づく弾圧といふことで基本権を剝奪されておられますので、処分という形で相当労働關係は悪化をしていくのだらうといふふうに考へております。また悪化をして、われわれとしては断固突っ込まざるを得ない、こういうふうに考へております。

ただ最後に一点申し添えておきたいのは、御承知のようにそういういろいろな労働關係の問題があるからこそ、今日ILO条約との關係で目下公務員制度審議會で私どもの権利の問題について慎重に御審議を願つておるところであるわけですから、少なくとも本委員会におきましても、この職員の労働条件あるいは権利に關する限りは、その結論が出るまで私は待つていただきたいし、待つのが至當ではなからうか、こう思つておるわけでございます。

○鈴木参考人 公営企業がいまの赤字状態から一変して黒字に転換をするといふような時期がまいりますれば、いまの弾力条項と申しますか、職員の皆さんが大いにやつてくれたのですから、それに報いる意味をもつて職員の給与費につきましてもある程度これを考へていくべきものと思ひま

す。
○島上委員 時間がないようですから、二点だけ鈴木さんに簡単に質問します。

委員長に希望しておきたいのですが、質問したいことが一ぱいあるので、私はぜひ参考人にもつと聞かしてもらいたい機会をつくってほしい。これは理事会でよく相談してほしいというところを希望しておきます。

そこで、私は鈴木副知事に二点だけ簡単に伺っておきますが、一つは先ほど荻田さんに質問して、またいまの重盛君の質問にも多少お答えになったようですけれども、交通の一元化という問題です。これはもう東京市議会という時分から、高速度交通機関が発足当時から、衆議院でも希望条件をつけておりますし、審議会の決議とか要望とかいうことでも、いわば多年の懸案になっておる。それからさつき読み上げたように、すみやかにしなければならぬというのが答申の中にもあったですね。東京都の立場からこの問題に対してもう一度お考えをお聞かせ願いたい。

それから地方公営企業の赤字が加速度的にふえておりますが、特に先ほどお述べになりましたところによりますと、昭和四十年で交通企業は二百三十億の赤字になった。この赤字の原因については、外部の事情によるものが非常に多い。荻田さんは外的条件ということばを言っておられましたが、外的条件でも外部の事情でもよろしいが、そういう赤字が非常に多い。ことばをかえて申しますれば、企業内努力ではどうにもならぬという部分が非常に多いということがいわれているわけですが、それを項目的でよろしいから、外部の事情とか外部の条件といわれる赤字の原因になっているものはどういふこととどういふことであるのか。数字を並べて詳細に述べると時間がかかりますので、それは先ほど委員長に希望したように次の機会にさらにまた御意見を聞かしてまいります。が、きょうのところは時間がありせんから、項目的にいわゆる外部の事情による赤字の原因をお聞かせ願いたい。以上です。

○鈴木参考人 最初の交通一元化の点でございすが、これは先ほど来お答え申し上げましたように、あとから申し上げます外的条件の關係もあるわけでございますが、何ぶん山手線の内側、荒川放水路の内側、その両区域で囲まれているところは旧東京市の区域というのが主体でございすが、この区域の事業経営は東京市にまかせる、ことに、地上交通は東京市にまかせる、こういうのが陸上交通事業調整法による調整の際の考え方でございます。地下は営団と、こういう形になってきたわけでございします。そして、その外回りのところは、それぞれ西武でございしますとか京浜でございしますとか京成でございしますとかというぐあいに、私鉄の線路を中心にして、幾方面か方面を分けて、それぞれの方の事業活動範囲をきめたわけでございします。それは戦時中のことであつたわけでございします。その後交通事情が非常に変わつてまいりました。旧東京市の区域においては、やはり相互乗り入れしなければ不便であるというようなことから、都営のバスが郊外のほうの通勤通学の者を運ぶために出ていくとともに、郊外のはうの私鉄、バスも都心に乗り入れてくる。そういうことになりまして、いわば都心の中の旧東京市の区域は、私鉄も事業経営主体として乗り込んできたわけでございします。ところが営団の地下鉄のほうには、地下鉄は営団が一本でやるというところでございしましたが、やはり東京都もこれに加つて、両方相提携をして二つの主体で事業をやつたほうが早くいくだろうということで都営の一号線を始めたわけでございします。そういうやうなことで、今日この都心の旧東京市の区域で、事業主体が東京都のほかは営団それから私鉄バスの経営というやうなものがあるわけでございまして、これらのものがいわば相結合し、相競つておるわけでございします。しかも、構造的には、今日通勤通学者というものが郊外から都心に入つてくる。郊外輸送というものを離れては交通事業はなかなか成り立たないということとございまして、その一番割りの悪い、都心のドーナツのいわば穴あきのところを受け持つておるのが東京都であつて、しかも、そこへ郊外からのお客さんを私鉄のバスが運んでくるといふやうなことで、非常に経営状態がうまくいかない。しかし、大衆交通機関としてのバスなりあるいは都電というものは、一挙にこれをやることはできない。ことに都電の場合一挙にやめることはできない、バスは維持していかなければならないというやうなこと、これらをできるだけ合理化して、事業経営の主体がたぐさんに分かれておることによつて生ずるロスをなくすべきである。ことに、地上地下を一体に経営したほうがよろしい。それには、地下鉄の建設というやうな多額の公共的な負担を必要とするものはどういふ私鉄にはやってももらえないから、これはやはり都がやるのが当然筋ではないかと、世界各國の趨勢もそうであるというやうなことが、知事の諮問機関におきまして運輸大臣の諮問機関におきましては答申をされておるわけでございまして、都としてはこのことを過去数年来あるいは十数年來いろいろ各方面にもお願いしてきたわけでございしますが、まだ実現をしていない。これはぜひ実現をさせていただきたいというのが私どもの悲願でございします。

それから第二の御質問の点は、これは外的条件のお話でございしますが、いまも若干触れましたように、やはり一つには、その大都市のドーナツ現象に伴つて、要するに乗客の潮流が変わつてきたというところが外的条件の第一の問題だと思ひます。それから第二は、すべてそこから派生をしてくる問題でございしますが、大都市の交通が人口の過密から非常に過密になつてきておる。したがつて、たとえば電車の速度にしても、十年前に時速十四キロぐらゐのものが十二キロぐらゐに落ちてしまふ、あるいはバスが十六キロぐらゐのものが十四キロぐらゐに落ちてしまふというやうなことで、要するに交通の渋滞という事態が人口の過密の現象の結果起こつてきている。こういうことだと思ひます。そのほかいろいろございしますが、これらに対する対策としては、結局交通の渋滞を来たすやうな各種の流通機構というやうなものをするだけ大都市の外側に移して、都心への交通の誘発、ことに貨物輸送の誘発というものをなるべく郊外の方に押さえておきたい、こういうやうな考え方を持つておるわけでございします。そういうやうなことがいわば大都市の交通情勢の構造的変化である、この構造的変化に対して手を打たなければ大都市の交通事業の経営はうまくいかない、こういうやうに思ふわけでございします。

○門司委員 せっかく都から副知事がおいでになつておりますから、この機会に一つだけ。ちよつと離れたことのようにですが、東京都はいま水道あるいは交通についての外債をどのくらいお持ちになつておるのか、そしてその利息と償還年限がどうなつておるのか、これをひとつこどもしお話を願えるならば明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○鈴木参考人 東京都は御承知のように昔公債を持つておりましたが、これは、戦後いろいろの交渉の経過を踏まえて、今日ではほとんど大部分買入れ消却をいたしまして、手持ちといひますか未償還の分はほとんどございせん。ただ、まだフランスの最高裁判所におきまして、一部の債権者との間に争ひがございしますが、これも近く結論が出ると思つております。したがつて、今日外債として残つておりますものは埋め立て事業の外債でございまして、これは第一回が千七百五十万ドル、昨年は二千二百五十万ドル、約四千五百万ドルの外債があるわけでございします。この条件は、第一回と第二回で若干違ひます。第一回のほうが若干安かつたと思ひますが、昨年の分は、アメリカの金融情勢もございまして、発行者利回りは六分程度、ちよつと出ると思ひますが、その程度だと存じております。償還期限は十五年であつたかと存じます。大体その程度でございします。

○泊谷委員 副知事に一点だけ。昭和三十七年のおたくさんの交通局で出した統計を見たのですが、そうしますと、一つは、いま

副知事が指摘した路面交通における適正な営業單位を持たせてもらっていない。それから二つ目は、これは最も重要な点だと思ふのですが、時速低下に伴う使用増加料は、バスで約七十六億、それから事業収入欠損が千九億、事業収入に対する使用増加分は七〇%、それから路面電車は四十八億の使用増加額、それに事業収入欠損が六十四億、この比七五%、こうなっています。これは時速低下に伴うところの余分にかかった金であつて、大阪の交通局長が制度調査会で主張したように、かりにこれが従前の速度で車両が運行できるとすれば赤字にはならないと言ひ切っているんですね。でありますとすれば、東京都の場合もこれが最大の問題点で、いまの法案として出されてくる料金値上げあるいは合理化によつてこの赤字が解消されるというのでなくして、問題はここにあるというふうに私は思ふのです。であれば、いまお話のありました、きのう閣議で定まつた郊外におけるトラックターミナルの問題も想定してでありまして、けさがたの説明を聞きますると、この路面交通について、道路交通緩和のために地下鉄建設に対する国庫補助という話なんです。昭和三十三年は車両が十八万しか生産がなかった。昨年は百八十七万両。保有台数だつて同じくらいですね。それが約一割東京へ入つてきているわけですから、国の政策で人がふえ、車がふえて、交通渋滞になつて速度が出せない。さらに、キロ当たり六億もかかる地下鉄にということ、東京の姿勢としては私はどうもおかしいと思ふ。これは国全体のために東京都がそれだけかぶっているものについて、この七五%もかぶり込んでいゝものについて、国全体の政策なんだから国でそれは何らかの助成をするということ、ひざ元の東京都としては強く要請し、それを改善するほうがこの問題の解決策じゃないか。特に東京を中心とします交通関係の問題はそこにあるのではない。まあ一般論というお話でありましたから私は理解しますけれども、地方公営企業の経費については受益者負担をたてまゝとし、なんと

いう一般論的なもので東京都の場合は塗りつぶすのは誤りじゃないかという考えを持つておるのですけれども、いかがなものでしょう。

あわせて、路面電車、バスはいますぐ撤去することはできません。また撤去して地下鉄を掘る金を東京都でかぶるというのには私は筋がつかないと思ふ。この点について副知事はどう考えられるか。この電車、バス等の今後の措置の問題も含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○鈴木参考人 最初の、負担区分の関連についてのお尋ねでございますが、私はこの料金の問題は、やはり先ほども申し上げましたように、お話のように地下鉄は非常に金がかかる、しかし、これはやはりいまの大都市の交通を考えれば、地下鉄というものは大都市交通の幹線を受け持つべきものである、こう思ふわけでございます。これは道路交通と地下交通というものが地上地下一体になつて初めて大都市の交通網を形成するものと思ふのでございます。したがつて、これは料金はなるべく高くしないようにということも考え、またいかに料金を上げようと思つてもそれは上げられないというところで、やはり妥当投資額の限界というものが地下鉄についてはあると思ふのです。まあこれはラフな、大ざっぱな話を申しますと、やはり四割とか五割というものは最小限度公共的な負担をしてもらわないと、企業の採算で地下鉄というものは成り立たないと思ひます。そういう国なりあるいは一般会計なりがそれぞれ持つべきものを除いた妥当投資額、要するに採算の合う投資額の限界の中におきましては、やはり料金ははつきりと原価を基礎にして計算をしていくべきもの、まあこういうふうに思ふのでございます。したがつて、私は、その料金の算定の基礎になるものをできるだけひとつ明確に、御議論の上きめていただきたいし、またできれば政令等において明らかにしていただきたいと思ふわけでありま

す。それから、その次の点は路面電車の将来の運命いかんというお話でございますが、これは路面電車と今日の自動車を中心といたします交通機関とは確かに性格が違つてございます。そこいらろい問題が起つてくるわけでございます。また、大阪とか横浜のように、路面電車はこれを撤廃するという考え方が一つの方向であらう。これは公営企業制度調査会の答申にもある点でございます。これは確かに一つの方向と思ひますが、ただ東京の場合の問題として考えますと、地下鉄とダブつておるもの、これは要するに都電が地下に沈んだような形でございまして、そういうものにおおむね二五%くらいございまして、しかしそれ以外の都電もまあ八割くらいは赤字でございまして、そのうち、さらに一〇%くらいは赤字が相当に多い、そういうようなものについては、私どもはこれを逐次撤去していきたいというふうに考え、また将来の理想的な姿は撤去すべきものと思つておりますが、ただ都電の場合の特殊事情としては、いわゆる下町のほうの川向こうのほうは地下鉄の建設も地盤の関係等でなかなか相当むづかしい地域でございまして、そういうようなところはやはり路上の大衆交通機関というものがどうしても必要である。その場合にバスにするか、あるいはその他の近代的な交通機関というものが考えられるかということが一つの研究問題だと思ひます。神戸あたりで電車を地上に上げたかどうかというような提案もあるようでございますが、これは道路の幅員との関係あるいは光線の問題あるいは騒音の問題等いろいろ検討すべき点があると思ひます。一がいにはそういうこともできないかと思ひますが、まあとにかく今日の交通のスピード、速度から申しまして、異質の交通機関であるというものが都電の姿でございまして、これらの点を調整することは必要である、こういうふうに思つております。

○泊谷委員 あなたのところの交通局の出しておる資料によると、最大の理由は速度低下による損失だ、それはバスも電車も七割から七割五分になつてゐる。これは東京都だけにかぶる問題ではないでしよう。こんなのは日本一大きい東京都の知事さんも副知事さんも、政府に、おかしいじゃないかということでも損害要求をするのが筋ではないですか。

○鈴木参考人 それは確かにいま一つの問題点ではございましてけれども、そういうものの損害を政府に請求するといひましても、これはちよつとなかなか算定の基礎が困難でございまして、さうような交通の過密、人口の過密による各種の国民生活に対する影響というものを考えれば、いろいろあるうと思ひますが、そういうものを一々政府によこせという要求も私はいかがかと思ふのであります。

○細谷委員 本会議が始まつたので、要望だけしておきます。

副知事さんも仙台の市長さんも、アロケーション問題が出ておりましたから、そのアロケーションについての資料をこの委員会に後ほど提出願ひたいと思ひます。

○華山委員 私もいろいろ膨大な資料を政府に要求しようと思つておりますので、その際には東京都のほうにも御協力を願ひたいと思ひますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○岡崎委員長 参考人の方々は長時間にわたり貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。次回は公報をもつてお知らせすることとし、今日はこれにて散会いたします。

午後二時九分散会